

令和6年度 第1回 福岡市社会教育委員会議

日時 令和6年5月29日（水）午前10時00分～

場所 福岡市役所議会棟7階 第1・2応接室

資 料

- 次第
- 委員名簿
- 議題資料 (1) 令和6年度社会教育関係団体補助金について
(参考資料 令和5年度補助金一覧)
- 報告資料 (1) 提言を踏まえた取り組み
 - ①令和5年度社会教育関係職員研修の実施状況等
 - ②生涯学習・社会教育の普及・啓発
 - ③産学官連携による生涯学習の取り組み～事例紹介～(2) 令和6年度指定都市社会教育委員連絡協議会（開催予定）

令和6年度 第1回 福岡市社会教育委員会議 次第

日時 令和6年5月29日（水）午前10時00分～

場所 福岡市役所議会棟7階 第1・2応接室（公開場所）

1 開 会

2 委員の紹介

3 議 題

(1) 令和6年度社会教育関係団体補助金について

4 報 告

(1) 提言を踏まえた取り組み

①令和5年度社会教育関係職員研修の実施状況等

②生涯学習・社会教育の普及・啓発

③産学官連携による生涯学習の取り組み～事例紹介～

(2) 令和6年度指定都市社会教育委員連絡協議会（開催予定）

(3) その他

5 閉 会

福岡市社会教育委員名簿

任期:令和4年9月1日～令和6年8月31日

委嘱区分	氏名	役職名
学校教育関係者	青木 理枝	福岡市立箱崎小学校 校長
	増田 瑞穂	福岡市立青葉中学校 校長
社会教育関係者	中島 瑞恵	福岡市七区男女共同参画協議会 代表
	岡村 耕二	福岡市PTA協議会 会長
	行友 ハルミ	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会 副会長
	萩尾 憲子	前福岡市公民館館長会 副会長
	田中 真理子	部落解放同盟福岡市協議会 執行委員
	志村 宗恭	福岡文化連盟 理事
	齋藤 光子	福岡市スポーツ推進審議会委員
	上村 篤子	福岡市学校図書館よみきかせボランティア ネットワーク 代表
	下山 いわ子	福岡市手をつなぐ育成会 理事長
家庭教育関係者	馬場 郁子	不登校サポートネット 理事
	重永 侑紀	特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡 代表理事
学識経験者	田原 香代子	福岡市議会 議員
	坂口 よしまさ	福岡市議会 議員
	古市 勝也	九州共立大学 名誉教授
	圓入 智仁	中村学園大学教育学部 教授
	添田 祥史	福岡大学人文学部 教授
	植上 一希	福岡大学人文学部 教授
	小田原 耕一郎	中村学園大学付属おひさま保育園 園長 元教育委員会理事

議題

令和６年度社会教育関係団体補助金について

1 議題の理由

社会教育法第13条の規定により、社会教育関係団体への補助金の交付に当たっては、同団体に対する地方公共団体の干渉などを防ぐために、あらかじめ地方公共団体においては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴く必要があることによる。

社会教育法（抄）

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ国にあつては文部科学大臣が審議会等（略）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

2 補助金交付の手続き

社会教育団体の事業計画に基づく補助申請について、補助金交付要綱の規定により審査して交付決定をしている。

3 補助金名称

- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) 福岡市PTA協議会事業補助金 | (2～ 9 ページ) |
| (2) 福岡市立高等学校PTA連合会事業補助金 | (10～17 ページ) |
| (3) 人権啓発地域推進事業補助金 | (18～31 ページ) |

補助金名	福岡市PTA協議会事業補助金
団体名	福岡市PTA協議会
団体の概要	市内小・中・特別支援学校PTA220団体を統轄する団体。 児童生徒の健全育成を目的とする。
会員数等 (概数)	約 120,000人
役員の構成	保護者の代表（9人）、校長会代表（3人）
令和6年度予算額 (令和5年度予算額)	1,500千円 (1,500千円)
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ P T A活動に関する研修・学習事業 ・ P T A活動に関する調査研究事業 ・ P T A活動の啓発・普及・奨励を目的とした広報事業 ・ 各種研究大会参加事業
補助の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位 P T A 役員、会員を参加対象とした研修会開催経費 特別支援教育啓発研修会 P T A 啓発研修大会 会長担当副会長合同研修会 ・ 広報紙「ふよう」の発行経費（年3回） ・ 市 P T A 協議会ホームページによる広報、啓発経費
担当課	教育委員会人権・同和教育課

福岡市PTA協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市PTA協議会に対して補助を行うことにより、福岡市PTA協議会の効果的な活動の推進を図り、福岡市立小・中・特別支援学校の児童生徒の健全育成とPTAの生涯学習活動の充実に寄与することを目的とする。

(対象要件)

第2条 補助金の交付を受けるためには、次に掲げる要件に該当しなければならない。

(1) 本市の市税を滞納していないこと

(補助対象事業)

第3条 この要綱において、補助対象事業とは、福岡市PTA協議会が実施する次の各号に掲げる事業（以下、「補助事業」という。）をいう。

(1) PTA活動に関する研修・学習事業

(2) PTA活動に関する調査研究事業

(3) PTA活動の啓発・普及・奨励を目的とした広報事業

(4) 各種研究大会参加事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 報償費 事業実施に必要な指導者への謝礼等

(2) 旅費 事業実施に必要な旅費等

(3) 印刷消耗品費 事業実施に要する印刷消耗品費

(4) 役務費 事業実施に要する通信運搬費、手数料及び保険料

(5) 委託料 事業実施に要する委託料

(6) 使用料及び賃借料 事業実施に要する会場・用具等借り上げ料

(7) 負担金 事業実施に必要な参加者負担金等

(8) 研修費 事業実施に必要な研修費

(9) 会議費 事業実施に必要な会議費

(補助金の交付申請)

第5条 福岡市PTA協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支計画書

(3) 団体規約・役員名簿

(4) 市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る）

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業の実施に伴う経費を上限とし、予算の範囲内で定める。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第5条に規定する申請書の提出を受理したときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、事業補助金交付決定通知書を福岡市PTA協議会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、福岡市PTA協議会の請求に基づき、補助金を交付する。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた福岡市PTA協議会は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書に次の書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 補助事業の経過または成果を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、補助事業の実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市PTA協議会に通知するものとする。

(補助金の取消及び返還)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた福岡市PTA協議会が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分または命令に違反したときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、または既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(暴力団の排除)

第12条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者(第4項において「申請者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提供を求めることができる。

(規則との関係)

第 13 条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則
(昭和 44 年規則第 35 号) に定めるところによる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 11 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期 限)

この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日まで有効とする。

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断する。

別紙 1

福岡市PTA協議会

令和6年度 補助対象となる事業計画書

事業区分	事業名称	事業目的	開催時期/会場等	事業内容
研修事業	特別支援教育啓発研修会	特別支援教育への理解を深めるとともに、特別支援学校PTAと小・中学校PTAとの相互理解と交流を図る。	令和6年11月13日 福岡市民会館 大ホール	各単位PTA会員等を対象とし、外部講師を招聘した講演等。 (運営主管は特別支援学校PTA連合会)
	PTA啓発研修大会	生涯学習の視点に立った研修活動を推進し、会員の資質向上に努める。	令和6年11月28日 福岡市立 早良市民センター ホール	各単位PTA役員等を対象とし、外部講師を招聘した講演等。
	会長・担当副会長合同研修会	全市のPTA会長・担当副会長が一堂に会し、喫緊の課題についての学習や交流を深める。	令和6年6月22日 来場とオンライン参加を併用したハイブリッド型の講演会 西鉄イン福岡 大ホール	各単位PTA会長・担当副会長を対象に外部講師を招聘した講演、交流。
広報事業	広報紙「ふよう」等の発行	PTA会員に情報を提供し、PTA活動の活性化を図る。	145号 7月発行, 146号 12月発行, 147号 3月発刊 理事会だより各月発行	広報委員会を中心に市PTA協議会活動に即した企画・取材編集活動を行い、広報紙を発行する。
	ホームページの運営	PTA協議会の組織、活動の状況をタイムリーに広く発信してPTA活動の幅広い理解と共感を図る。	随時更新	ホームページを開設し内容の充実随時更新を進める。
	広報委員会	会員に対し、本協議会の活動状況や情報を提供する。	会議：月2回程度 取材：随時	取材活動を積極的に行い、広報紙「ふよう」を年3回発行する。

別紙 2

福岡市PTA協議会

令和6年度 補助対象事業 収支計画書

収入

(単位：円)

項目	金額	備考
福岡市補助金	1,500,000	
福岡市PTA協議会資金	2,925,000	単位PTAからの会費収入の一部
計	4,425,000	

支出

区分	事業名称	金額	内 訳	備考	
研修事業	特別支援教育啓発研修会	750,000	講師謝金	150,000	
			会場費	150,000	
			交通費	50,000	
			印消費	20,000	
			諸経費	380,000	
	PTA啓発研修大会	750,000	講師謝金	350,000	
			会場費	0	
			交通費	50,000	
			印消費	20,000	
			諸経費	330,000	
	会長・担当副会長合同研修会	700,000	講師謝金	80,000	
			会場費	180,000	
交通費			20,000		
印消費			10,000		
諸経費			410,000		
広報事業	広報紙「ふよう」 理事会だよりの発行	1,675,000	印刷費	1,675,000	ふようは会員配布 理事会だよりは各単位PTAに配布 毎月発行
	ホームページ の運営	325,000	委託費	325,000	ホームページ管理 300千円 (25千円×12月) 年間管理費 25千円
	広報委員会	225,000	活動費	85,000	
		交通費	120,000		
		諸経費	20,000		
計		4,425,000	補助対象経費 (諸経費、活動費は 補助対象外)	3,200,000	

令和5年度 補助対象となる事業報告書

福岡市PTA協議会

事業区分	事業名称	事業目的	開催時期/会場等	テーマ・講師等	事業内容
研修事業	特別支援教育啓発研修会	特別支援教育への理解を深めるとともに、特別支援学校PTAと小・中学校PTAとの相互理解と交流を図る。	開催方法： 対面およびアーカイブ配信 開催日： 令和5年11月13日 会場：福岡市民会館大ホール 配信日： 令和5年11月17日 ～12月1日 入場者数：233人 視聴回数：102回	演題：「可能性への挑戦」 トークセッション：太田愛子氏、太田信介氏 ライブペインティング：太田宏介氏	各単位PTA会員等を対象とし、外部講師を招聘した講演等。（運営主管は特別支援学校PTA連合会）
	PTA啓発研修大会	生涯学習の視点に立った研修活動を推進し、会員の資質向上に努める。	開催方法： 対面およびアーカイブ配信 開催日： 令和5年11月29日 会場：福岡市中央市民センター大ホール 配信日： 令和5年12月4日 ～12月11日 入場者数：106人 視聴回数：77回	演題：「人から愛され 応援される 子どもを育てる」極意 講師：白駒妃登美氏（株式会社ことほぎ代表取締役、歴史エッセイスト）	各単位PTA役員等を対象とし、外部講師を招聘した講演等。
	会長・担当副会長合同研修会	全市のPTA会長・担当副会長が一堂に会し、喫緊の課題についての学習や交流を深める。	開催方法： 対面およびオンライン配信、アーカイブ配信 開催日： 令和5年6月17日 配信日： 令和5年6月21日～3月31日 会場： 西鉄イン福岡大ホール 会場設営業者： マーニクリエイティブエージェンシー 入場者数：59人 視聴回数：149回	第1部 個人情報とPTAの任意性について 講師：篠崎智恵子氏（福岡市教育委員会人権・同和教育課PTA家庭教育支援課係長） 第2部 演題：「『PTA問題』の現在（いま）と今後の課題」 講師：木村貴氏（福岡女子大学国際文理学部教授）	各単位PTA会長・担当副会長を対象に外部講師を招聘したオンライン講演、交流。
広報事業	広報紙「ふよう」等の発行	PTA会員に情報を提供し、PTA活動の活性化を図る。	「ふよう」 142号（4p）7月 143号（4p）12月 144号（4p）2月 各号12.6万部発行 「理事会だより」各月発行（ホームページに掲載）		広報委員会を中心に市PTA協議会活動に即した企画・取材編集活動を行い、広報紙を発行する。
	ホームページの運営	PTA協議会の組織、活動の状況をタイムリーに広く発信してPTA活動の幅広い理解と共感を図る。	随時更新		ホームページを開設し内容の充実随時更新を進める。
	広報委員会	会員に対し、本協議会の活動状況や情報を提供する。	会議（対面またはオンライン）：月2回程度 取材：随時		取材活動を積極的に行い、広報紙「ふよう」を年3回発行する。

令和5年度 補助事業収支決算書

(単位:円)

		予算		決算			
項目		収入		収入			
		金額	備考	金額	備考		
福岡市補助金		1,500,000		1,500,000			
福岡市PTA協議会資金		3,435,000		2,452,405			
計		4,935,000		3,952,405			
項目		支出		支出			
区分	事業名称	金額	内訳	金額	内訳		
研修事業	特別支援教育啓発研修大会	750,000	講師謝金	150,000	714,550	講師謝金	150,000
			会場費	150,000		会場費	148,629
			交通費	50,000		交通費	48,000
			印消費	30,000		印消費	11,889
			諸経費	370,000		諸経費	356,032
	PTA啓発研修大会	1,000,000	講師謝金	550,000	621,855	講師謝金	250,000
			会場費	20,000		会場費	0
			交通費	50,000		交通費	28,000
			印消費	30,000		印消費	7,535
			諸経費	350,000		諸経費	336,320
	会長担当副会長合同研修会	700,000	講師謝金	100,000	554,301	講師謝金	33,411
			会場費	350,000		会場費	155,100
			交通費	30,000		交通費	15,000
			印消費	10,000		印消費	11,790
			諸経費	210,000		諸経費	339,000
広報事業	広報紙「ふよう」等の発行	1,875,000	印刷費	1,875,000	1,613,755	印刷費	1,613,755
	ホームページの運営	325,000	委託費	325,000	325,000	委託費	325,000
	広報委員会	285,000	活動費	85,000	122,944	活動費	85,000
			交通費	160,000		交通費	36,000
			諸経費	40,000		諸経費	1,944
計		4,935,000	補助対象経費 (諸経費、活動費は補助対象外)	3,880,000	3,952,405	補助対象経費 (諸経費、活動費は補助対象外)	2,834,109

補助金名	福岡市立高等学校PTA連合会事業補助金
団体名	福岡市立高等学校PTA連合会
団体の概要	市立4高等学校PTAが組織する団体。 生徒の健全育成を目的とする。
会員数等 (概数)	約3,600人
役員の構成	各学校のPTA会長及び校長 (会計及び会計監査は事務長)
令和6年度予算額 (令和5年度予算額)	100千円 (100千円)
対象事業	PTA研修大会等参加経費に対する補助
補助の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・九州地区高等学校PTA連合会大会参加 ・福岡県公立高等学校PTA指導者研修会参加 ・全国高等学校PTA連合会全国大会参加 ・市立4校研修交流会参加 ・福岡県公立高等学校PTA連合会福岡地区役員研修会参加
担当課	教育委員会人権・同和教育課

福岡市立高等学校PTA連合会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市立高等学校PTA連合会に対して補助を行うことにより、福岡市立高等学校PTA連合会の効果的な活動の推進を図り、福岡市立高等学校の生徒の健全育成とPTAの生涯学習活動の充実に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において、補助対象事業とは、福岡市立高等学校PTA連合会が実施する次の各号に掲げる事業（以下、「補助事業」という。）をいう。

- (1) PTA活動に関する研修・学習事業
- (2) PTA活動に関する調査研究事業
- (3) PTA活動の啓発・普及・奨励を目的とした広報事業
- (4) 各種研究大会参加事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 報償費 | 事業実施に必要な指導者への謝礼等 |
| (2) 旅費 | 事業実施に必要な旅費等 |
| (3) 印刷消耗品費 | 事業実施に要する印刷消耗品費 |
| (4) 役務費 | 事業実施に要する通信運搬費、手数料及び保険料 |
| (5) 使用料及び賃借料 | 事業実施に要する会場・用具等借り上げ料 |
| (6) 負担金 | 事業実施に必要な参加者負担金等 |
| (7) 研修費 | 事業実施に必要な研修費 |
| (8) 会議費 | 事業実施に必要な会議費 |

(補助金の交付申請)

第4条 福岡市立高等学校PTA連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 団体規約・役員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業の実施に伴う経費を上限とし、予算の範囲内で定める。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、第4条に規定する申請書の提出を受理したときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、事業補助金交付決定通知書を福岡市立高等学校PTA連合会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、福岡市立高等学校PTA連合会の請求に基づき、補助金を交付する。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた福岡市立高等学校PTA連合会は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書に次の書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 収支計算書
- (2) 補助事業の経過または成果を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、補助事業の実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市立高等学校PTA連合会に通知するものとする。

(補助金の取消及び返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた福岡市立高等学校PTA連合会が補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の内容またはこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分または命令に違反したときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、または既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(暴力団の排除)

第11条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第4項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提供を求めることができる。

(規則との関係)

第12条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号）に定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 11 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(期 限)

この要綱は、平成 33 年 3 月 31 日まで有効とする。

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断する。

福岡市立高等学校PTA連合会 令和6年度 事業計画(案)

1 重点目標

生徒の健全育成を図るため、市立4高校の父母と教師の連携をより一層深めるとともに、研修会の開催等、実践活動に努める。

2 事業

(1) 役員会

期 日	内 容	開催場所
6月	予算・決算、会長選出等	博多工業高等学校
7月	令和7年度予算に関する市教委への要望	市教育委員会

(2) 大会参加・研修

期 日	内 容	開催場所
6月20～21日	九州地区高等学校PTA連合会大会	熊本県
8月1日	福岡県公立高等学校PTA指導者研修会	福岡リーセントホテル
8月22～23日	全国高等学校PTA連合会全国大会	茨城県
11月	福岡県公立高等学校PTA連合会 福岡地区役員研修会	
未定	市立4校研修交流会	

福岡市立高等学校PTA連合会 令和6年度 予 算 書(案)

1 収入の部

(単位:円)

費 目	6年度 (A)	5年度 (B)	増減 (A)-(B)	備 考
繰越金	4,238	1,120	3,118	前年度からの繰越
市補助金	100,000	100,000	0	福岡市
分担金	179,950	181,600	△ 1,650	@50円 × 3,599 人
雑収入	1	1	0	預金利息
計	284,189	282,721	1,468	

※ 令和6年5月1日現在の生徒数

(分担金)

内 訳	福 翔	956 人	47,800 円
	博多工業	825 人	41,250 円
	福岡女子	878 人	43,900 円
	福岡西陵	940 人	47,000 円
	計	3,599 人	179,950 円

2 支出の部

(単位:円)

費 目	6年度 (A)	5年度 (B)	増減 (A)-(B)	備 考
印刷消耗品費	5,000	5,000	0	事務用品等
通 信 費	2,000	2,000	0	事務連絡用
会 議 費	25,000	25,000	0	役員会会議等
研 修 費	250,000	250,000	0	市立4校研修交流会 全P連大会派遣
予 備 費	2,189	721	1,468	
計	284,189	282,721	1,468	

福岡市立高等学校PTA連合会 令和5年度 事業報告書

1 重点目標

生徒の健全育成を図るため、市立4高校の父母と教師の連携をより一層深めるとともに、研修会の開催等、実践活動に努めた。

2 事業

(1) 役員会

期 日	内 容	開催場所	参加人員
6月7日	予算・決算、会長選出等	博多工業高等学校	10
7月24日	令和6年度予算に関する市教委への要望	市教育委員会	5

(2) 大会参加・研修

期 日	内 容	開催場所	参加人員
6月29～30日	九州地区高等学校PTA連合会大会	佐賀県佐賀市	16
7月31日	福岡県公立高等学校PTA指導者研修会	福岡リーセントホテル	8
8月24～25日	全国高等学校PTA連合会全国大会	宮城県仙台市	17
10月22日	市立4校研修交流会	福岡女子高等学校	26
11月21日	福岡県公立高等学校PTA連合会 福岡地区役員研修会	福岡リーセントホテル	21

福岡市立高等学校PTA連合会 令和5年度 決 算 書

1 収入の部

(単位:円)

費 目	予算額	決算額	差額	備 考
繰越金	1,120	1,120	0	前年度からの繰越
市補助金	100,000	100,000	0	福岡市
分担金	181,600	181,600	0	@50円 × 3,632 人
雑収入	1	0	1	預金利息
計	282,721	282,720	1	

※ 令和5年5月1日現在の生徒数

(分担金)

内 訳	福 翔	955 人	47,750 円
	博多工業	829 人	41,450 円
	福岡女子	907 人	45,350 円
	福岡西陵	941 人	47,050 円
	計	3,632 人	181,600 円

2 支出の部

(単位:円)

費 目	予算額	決算額	差額	備 考
印刷消耗品費	5,000	7,953	△ 2,953	感謝状額縁、紙袋、製本テープ
通 信 費	2,000	0	2,000	
会 議 費	25,000	1,023	23,977	お茶代
研 修 費	250,000	221,506	28,494	全P連大会参加研修等
予 備 費	721	48,000	△ 47,279	役員会懇親会キャンセル料
計	282,721	278,482	4,239	

3 収支決算額

(収入額) (支出額) (次年度繰越額)
 282,720 - 278,482 = 4,238

補助金名	人権啓発地域推進事業補助金
団体名	人権啓発地域推進組織
団体の概要	同和問題など様々な人権問題の解決を目指し、「人権を尊重し、人の多様性を認め合う」まちづくりが推進されるよう、人権啓発・学習活動を行う、小学校区を単位とした住民組織。
会員数等 (概数)	146組織
役員の構成	各校区の住民代表で構成
令和6年度予算額 (令和5年度予算額)	36,640千円 (36,640千円)
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重に関する講演会、研修会、人権まつり、人権のつどい等校区の実態に応じた事業の実施 ・各組織で「人尊協だより」等を発行
補助の内容	1組織につき25万円を上限とした金額 ただし複数校区からなる組織については7万円を追加
担当課	教育委員会人権・同和教育課

人権啓発地域推進事業補助金交付要綱

1 目的

様々な人権問題の解決を目指す学習・啓発活動を地域ぐるみで行う人権啓発地域推進組織に対する補助金交付に関して必要な事項を定める。

2 補助金の交付先等

- (1) 補助対象事業者は、小学校区または複数小学校区を単位とする「人権啓発地域推進組織」とする。なお、人権啓発地域推進組織とは、単位内の自治会・町内会及び校区単位の各種団体・機関等により構成され、各単位に一団体ずつ設置された組織をいう。
- (2) 学校の統廃合に伴い、新たな小学校区となった地域においては、旧小学校区を単位とすることができる。
- (3) 本補助金は公募制であり、交付対象者を本要綱に則り決定する。

3 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、人権啓発地域推進事業の実施に要する経費とし、その区分及び内容等については、別表1に定めるところによる。

4 交付金額

1小学校区につき25万円（複数校区を単位とした組織については1小学校区増えるにつき7万円を追加した額）を上限とした金額とする。

5 交付要件

- (1) 本市人権教育・啓発基本計画の理念に則して運営がなされ、同和問題など様々な人権問題の解決を目指した、地域ぐるみの学習・啓発その他必要な事業を行うこと。
- (2) 規約、組織、事業計画等が整備され活動していること。

6 交付申請の手続き

人権啓発地域推進組織の長は、補助金交付申請書に必要な関係書類を添えて、区生涯学習推進課を経て人権・同和教育課に提出しなければならない。

（関係書類） 事業計画書・収支予算書、委員名簿、会則等

7 補助金の事業実績報告

人権啓発地域推進組織の長は、当該年度の事業が完了した後、速やかに事業実績報告書に必要な関係書類を添えて、区生涯学習推進課を経て人権・同和教育課に提出しなければならない。

（関係書類） 事業報告書・収支決算書、意見書等

8 暴力団の排除

- (1) 市長は、補助金の交付の申請をした者（第3項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金の交付をしないものとする。
 - ① 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- (2) 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (3) 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

9 福岡市補助金交付規則

この要綱で定めるもののほかは、福岡市補助金交付規則の定めるところによる。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成6年2月21日から施行する。

この要綱は、平成18年9月13日から施行する。

この要綱は、平成21年2月2日から施行する。

この要綱は、平成25年2月20日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日まで有効とする。

この要綱は、令和3年3月31日まで有効とする。

この要綱は、令和7年3月31日まで有効とする。

〔別表1〕

人権啓発地域推進事業補助対象経費

区分（科目）	内 容
会議・事務費	○会議や事務に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・事務用品代 ・案内用等の郵便切手、はがき代 ・会議に要する茶菓子代 など
研修活動費	○人権啓発地域推進組織の役員・委員など指導者を対象とした研修に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・講演会、研修会講師謝礼金 ・委員（指導者）研修講師謝礼金 ・研修会用の資料・材料代 ・大会（つどい、交流会）等参加旅費 ・人権教育研究大会等参加資料代 など
啓発・広報活動費	○広く校区民に啓発することを目的として行われる取組に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム等謝金 ・看板、のぼり製作代 ・標語応募者記念品代 ・人尊協だより等作成代 ・イベントの際の機材、ビデオ等の借上代 など

事業計画書・収支予算書の一例

様式 2

令和6年度 事業計画書・収支予算書

(収入)

単位；円

科目	金額	説明
前年度繰越金	6,904	
市補助金	250,000	福岡市補助金
自治会助成金	100,000	
雑収入 (預金利息)		
〃 (その他)		
計	356,904	

(事業計画・支出)

単位；円

科目	事業計画		内訳			金額	
	事業名	実施予定時期	品名等	数量・人数等	金額		
会議・事務費	総会 (事業計画・収支予算等承認)	4/20	事務用品代		2,964	37,104	
	役員会	年4回	切手 (84円)	10枚	840		
	事務局会議	随時	はがき (63円)	100枚	6,300		
	運営委員会	6月下旬	総会茶菓子代 (40人)	1回分	18,000		
	研修部会	随時	運営委員会茶菓子代 (40人)	1回分	4,000		
	啓発部会	随時	各部会茶菓子代 (12人/回)	5回分	5,000		
	広報部会	随時					
補助対象経費	研修活動費	運営委員会研修会	6月下旬	研修用材料代	1回	5,000	71,800
		町別人権研修①	9月下旬	講師謝金①	1回	10,200	
		町別人権研修②	10月上旬	講師謝金②	1回	10,200	
		町別人権研修③	10月中旬	講師謝金③	1回	10,200	
		町別人権研修④	10月下旬	講師謝金④	1回	10,200	
	全体研修	2月中旬	講師謝金⑤	1回	18,000		
	主催事業以外	区人権セミナー参加	6月	参加旅費	2人	2,000	
		区人権を考えるつどい参加	9月	参加旅費	2人	2,000	
		人権を尊重する市民の集い参加	12月	参加旅費	2人	2,000	
		区人尊協交流会参加	2月	参加旅費	2人	2,000	
啓発・広報活動費	人権標語募集	10月	記念品 (図書カード500円)	12枚	6,000	248,000	
	人権標語募集	10月	記念品 (図書カード1000円)	3枚	3,000		
	人尊協だより71号発行・全戸配布	9月	印刷代	4700枚	70,000		
	人尊協だより72号発行・全戸配布	3月	印刷代	4700枚	85,000		
	人権標語看板製作	2月	製作代	3枚	33,000		
	人権カレンダー作成・小中学校・町内会	3月	製作代	500枚	51,000		
補助対象外						0	
計						356,904	

事業報告書・収支決算書の一例

令和5年度 事業報告書・収支決算書

様式8
単位；円

(収入)

科目	金額	説明
前年度繰越金	668	
市補助金	250,000	福岡市補助金
自治会助成金	100,000	
雑収入(預金利息)	1	
〃(その他)		
計	350,669	

(事業報告・支出)

単位；円

科目	事業報告			内訳			金額	
	事業名	実施日	人数	品名等	数量等	金額		
会議・事務費	総会(事業報告・収支決算等承認)	4/15	45				31,623	
	役員会	4/11 6/13		はがき(63円)	100	6,300		
	事務局会議	4回	20	印刷代・コピー代		2,584		
	運営委員会	6/29	37	総会茶菓子代	1回分	12,800		
	研修部会	3回	14	運営委員会茶菓子代	1回分	3,709		
	啓発部会	3回	26	各部会茶菓子代	4回分	6,230		
	広報部会	2回	11					
補助対象経費	研修活動費	町別人権研修 東部療育センター次長：江上しのぶ氏	9/30	38	講師謝金(場所：名子会館)	1回	10,200	43,800
		テーマ：「子どもの療育支援を通して」						
		町別人権研修 内浜落語会会長：粗忽家歡心氏	10/14	12	講師謝金(場所：大橋会館)	1回	10,200	
		テーマ：「ハつつあん熊さんから学ぶくらし」						
		町別人権研修 社会福祉法人「明日へ向かって」理事長：末松忠弘氏	10/21	26	講師謝金(場所：土井集会所)	1回	10,200	
		テーマ：「「障がい者支援」の実際を通して」						
		町別人権研修 社会福祉法人「明日へ向かって」理事：土肥弘義氏	10/28	23	講師謝金(場所：多田羅会館)	1回	10,200	
		テーマ：「「障がい者支援」の実際を通して」						
		全体研修DVD「アカルク」視聴	2/17	27	場所：多々良公民館			
		生涯学習推進課・古川勝則氏助言						
主催事業以外	人権を尊重する市民の集い参加	12/7	2	参加旅費	2人	2,000		
	区人権セミナー参加	2/14	1	参加旅費	1人	1,000		
啓発・広報活動費	啓発物配布・公民館で各種団体総会時に参加者に配布	4/15 4/16		啓発物品(ドリップコーヒー)	50	7,500	253,787	
	人権標語募集	10/1~10/31		記念品(図書カード500円)	12	6,000		
				記念品(図書カード1000円)	3枚	3,000		
	人権標語看板製作	2/7		製作代	3枚	33,000		
	啓発物製作・公民館にのぼり掲揚(道路沿い)	12/1~		啓発物品(のぼり旗)	5枚	5,000		
	人権カレンダー作成・小中学校、町内会に配布	3/1		製作代	500枚	50,600		
	人尊協だより69号発行・全戸配布	9/1		印刷代	4700部	51,967		
人尊協だより70号発行・全戸配布	3/31		印刷代	4700部	96,720			
小計	※小計が補助金を下回る場合は差額を返納(補助金のみで運営の場合は利息分も返納)						329,210	
経外補助費	ブロック研修会 反省会	10/28	12			14,555	14,555	
	計						343,765	

収入金額 350,669 一支出金額

343,765 円 = 6,904 円(次年度繰越金)

令和6年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	申請額(円)	交付決定額(円)
東 区	多々良校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	八田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	馬出校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	青葉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	城浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	名島校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎下原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	若宮校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	美和台校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	和白東校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	筥松校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎東校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	志賀公民館区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香住丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	千早西校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	箱崎校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	千早校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西戸崎校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	和白校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	三苦校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	松島校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	奈多校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
舞松原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000	
香椎浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000	
やすらぎのまち香陵	250,000	250,000	
博 多 区	千代校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大浜 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	吉塚校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東吉塚校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	住吉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東光校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	堅粕校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	那珂南校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	那珂校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	美野島 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	席田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東住吉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	弥生校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000

令和6年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	申請額(円)	交付決定額(円)
博多区	月隈校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	板付北校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	冷泉地区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東月隈校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	心のかよう町 板付	250,000	250,000
	博多校区奈良屋 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	三筑校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	春住校区人権を学び考える会	250,000	250,000
	人権を尊ぶ御供所の会	250,000	250,000
中央区	春吉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	警固校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	舞鶴 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	当仁校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	平尾校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	高宮校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大名 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	赤坂校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	小笹校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	笹丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	箕子 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	草ヶ江校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	福浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	南当仁校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
南区	老司校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	鶴田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	野多目校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東若久校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	長住校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西長住校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	宮竹校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	塩原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	筑紫丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	高木校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	弥永校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	若久校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	花畑校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大池校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	弥永西校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
三宅校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000	

令和6年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	申請額(円)	交付決定額(円)
南区	長丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西花畑校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東花畑校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	日佐校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大楠校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西高宮校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	横手校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	柏原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	玉川校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
城南区	城南校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	堤丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	七隈校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	田島校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	堤地区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	片江校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	金山校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	鳥飼校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	長尾校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	南片江校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	別府校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
早良区	入部校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	脇山校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	早良校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	内野・曲淵校区 人権尊重推進協議会	320,000	320,000
	飯倉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	野芥校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	賀茂校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	飯原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	田隈校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	有田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	原西校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	田村校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	有住校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	高取校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	人を大切にする原北の会	250,000	250,000
	西新校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
室見校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000	
原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000	

令和6年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	申請額(円)	交付決定額(円)
早良区	小田部校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	飯倉中央校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	四箇田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	百道校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	百道浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
西区	下山門校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	城原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西陵校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	内浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	北崎校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	周船寺校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	姪浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	今津校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	愛宕校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	元岡校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	福重校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	玄洋校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	今宿校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	壱岐校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	壱岐東校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	いきみなみ 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	玄界校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	愛宕浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	能古校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	石丸校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	金武校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	姪北校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西都校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
西都北校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000	

令和5年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	交付決定額(円)	確定額(円)
東 区	多々良校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	八田校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	馬出校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	青葉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	城浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	名島校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎下原校区 人権尊重推進協議会	250,000	247,407
	若宮校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	美和台校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	和白東校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	筥松校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎東校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	志賀公民館区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香住丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	千早西校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	箱崎校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	千早校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西戸崎校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	和白校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	三苫校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	松島校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	奈多校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	舞松原校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	香椎浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	やすらぎのまち香陵	250,000	250,000
博 多 区	千代校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大浜 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	吉塚校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東吉塚校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	住吉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東光校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	堅粕校区 人権尊重推進協議会	250,000	223,141
	那珂南校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	那珂校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	美野島 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	席田校区 人権尊重推進協議会	250,000	218,179
	東住吉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	弥生校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000

令和5年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	交付決定額(円)	確定額(円)
博多区	月隈校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	板付北校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	冷泉地区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東月隈校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	心のかよ町 板付	250,000	250,000
	博多校区奈良屋 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	三筑校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	春住校区人権を学び考える会	250,000	250,000
	人権を尊ぶ御供所の会	250,000	194,000
中央区	春吉校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	警固校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	舞鶴 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	当仁校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	平尾校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	高宮校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大名 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	赤坂校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	小笹校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	笹丘校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	箕子 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	草ヶ江校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	福浜校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	南当仁校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	南区	老司校区 人権尊重推進協議会	250,000
鶴田校区 人権尊重推進協議会		250,000	125,759
野多目校区 人権尊重推進協議会		250,000	250,000
東若久校区 人権尊重推進協議会		250,000	250,000
長住校区 人権尊重推進協議会		250,000	250,000
西長住校区 人権尊重推進協議会		250,000	250,000
宮竹校区 人権尊重推進協議会		250,000	250,000
塩原校区 人権尊重推進協議会		250,000	250,000
筑紫丘校区 人権尊重推進協議会		250,000	250,000
高木校区 人権尊重推進協議会		250,000	250,000
弥永校区 人権尊重推進協議会		250,000	250,000
若久校区 人権尊重推進協議会		250,000	250,000
花畑校区 人権尊重推進協議会		250,000	250,000
大池校区 人権尊重推進協議会		250,000	250,000
弥永西校区 人権尊重推進協議会		250,000	250,000
三宅校区 人権尊重推進協議会	250,000	250,000	

令和5年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区	組織名	交付決定額(円)	確定額(円)	
南区	長丘校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西花畑校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	東花畑校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	日佐校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大楠校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西高宮校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	横手校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	柏原校区	人権尊重推進協議会	250,000	213,397
	玉川校区	人権尊重推進協議会	250,000	225,428
城南区	城南校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	堤丘校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	七隈校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	田島校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	堤地区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	片江校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	金山校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	鳥飼校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	長尾校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	南片江校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	別府校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
早良区	入部校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	脇山校区	人権尊重推進協議会	250,000	246,112
	早良校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	内野・曲渕校区	人権尊重推進協議会	320,000	320,000
	飯倉校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	野芥校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	賀茂校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	飯原校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	田隈校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	有田校区	人権尊重推進協議会	250,000	95,896
	原西校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	田村校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	有住校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	大原校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	高取校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	人を大切にする原北の会		250,000	250,000
	西新校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
室見校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000	
原校区	人権尊重推進協議会	250,000	248,334	

令和5年度人権啓発地域推進事業補助事業者及び補助金交付一覧表

区		組織名	交付決定額(円)	確定額(円)
早良区	小田部校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	飯倉中央校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	四箇田校区	人権尊重推進協議会	250,000	237,628
	百道校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	百道浜校区	人権尊重推進協議会	250,000	188,109
西区	下山門校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	城原校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西陵校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	内浜校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	北崎校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	周船寺校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	姪浜校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	今津校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	愛宕校区	人権尊重推進協議会	250,000	249,999
	元岡校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	福重校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	玄洋校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	今宿校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	壱岐校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	壱岐東校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	いきみなみ	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	玄界校区	人権尊重推進協議会	250,000	249,999
	愛宕浜校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	能古校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	石丸校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	金武校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	姪北校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000
	西都校区	人権尊重推進協議会	250,000	250,000

人権啓発地域推進事業に係る補助金申請・報告関係書類

および活動状況について

1 補助金関係書類

・申請関係書類

○補助金交付申請書 ○事業計画書・収支予算書 ○収支計画書 ○会則

・報告関係書類

○事業実績報告書 ○事業報告書・収支決算書 ○意見書

2 活動状況 (R4 年度)

①講演会、指導者研修、映画フォーラム等

【東】54回, 3,074人 【博多】37回, 1,247人 【中央】35回, 1,110人 【南】70回, 2,330人
【城南】36回, 827人 【早良】82回, 2,990人 【西】58回, 1,605人
全市計 372回 13,183人

②地域別研修

【東】4回, 146人 【博多】2回, 102人 【中央】無し 【南】4回, 91人
【城南】21回, 443人 【早良】10回, 198人 【西】22回, 653人
全市計 63回 1,633人

③人権のつどい等集会

【東】無し 【博多】1回, 214人 【中央】2回, 368人 【南】6回, 378人
【城南】1回, 300人 【早良】15回, 2,148人 【西】4回, 268人
全市計 29回 3,676人

④人権学習参観、外部研修会参加

【東】124回, 351人 【博多】130回, 448人 【中央】101回, 293人 【南】132回, 576人
【城南】63回, 200人 【早良】131回, 401人 【西】95回, 389人
全市計 776回 2,658人

⑤広報活動 (人尊協だより等, 2回以上発行/組織数-未発行)

【東】12/26-2 【博多】2/22 【中央】4/14 【南】18/25
【城南】7/11-1 【早良】19/24 【西】8/23-1
全市計 70/145-4 約49.6%

※その他、標語・ポスター等の募集、人権カレンダーの製作、啓発看板・のぼり等の設置、街頭キャンペーン等、地域の実情にあわせた活動が行われている。

■令和5年度 補助金・交付金一覧

※外郭団体、企業会計に対する補助金及び建設費に対する補助金は除く

(単位:年、千円)

所管局	名称	交付先	経過年数	4年度 予算額(A)	5年度 予算額(B)	対前年度増減 (B-A)
総務企画局	福岡市玄界島及び小呂島地域おこし協力隊活動費助成金	福岡市玄界島及び小呂島地域おこし協力隊の隊員	1	0	1,146	1,146
総務企画局	日本国際連合協会福岡県本部交流啓発事業補助金	日本国際連合協会福岡県本部	不明	450	450	0
総務企画局	福岡県留学生交流事業補助金	福岡県留学生会	45	600	600	0
総務企画局	福岡インターナショナル・スクール事業補助金	学校法人 福岡国際学園	27	6,000	6,000	0
総務企画局	日本語教室補助金	ボランティアによる日本語教室	1	0	2,590	2,590
市民局	国際スポーツ大会補助金	大会主催者、引率責任者	60	260	260	0
市民局	(公財)福岡県暴力追放運動推進センター暴力団排除事業補助金	公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター	30	381	381	0
市民局	更生保護女性会連合会補助金	福岡市更生保護女性会連合会	28	400	400	0
市民局	福岡市暴力追放推進協議会事業補助金	福岡市暴力追放推進協議会	59	405	405	0
市民局	福岡市交通安全推進協議会補助金	福岡市交通安全推進協議会	52	500	500	0
市民局	福岡市暴力団事務所撤去運動支援事業補助金	市民団体等	10	500	500	0
市民局	アミカス市民グループ活動支援事業補助金	男女共同参画推進活動団体	19	500	500	0
市民局	スポーツ大会開催補助金	大会主催者等	54	651	651	0
市民局	スポーツ大会出場補助金	引率責任者	50	977	1,170	193
市民局	地域交流広場等管理運営事業補助金	地域住民団体	56	1,330	1,270	△ 60
市民局	集会施設補助金(借上)	地域住民団体	20	1,334	1,942	608
市民局	福岡人権擁護委員協議会補助金	福岡人権擁護委員協議会	62	1,620	1,620	0
市民局	福岡市レクリエーション協会補助金	特定非営利活動法人 福岡市レクリエーション協会	45	2,300	2,300	0
市民局	スポーツ大会出場特別補助金	引率責任者	52	2,454	1,967	△ 487
市民局	保護司会補助金	福岡市保護司会連絡協議会	60	3,000	3,000	0
市民局	福岡県人権研究所補助金	公益社団法人 福岡県人権研究所	50	3,000	3,000	0
市民局	福岡市スポーツ推進委員協議会事業補助金	福岡市スポーツ推進委員協議会	44	3,500	3,500	0
市民局	地域防犯パトロールカー支援事業補助金	地域防犯パトロールカー運行の自治協議会等	14	4,732	4,895	163
市民局	福岡市地区防犯協会事業補助金	福岡市内警察署単位の地区防犯協会	30	4,833	4,833	0
市民局	スポーツ大会開催特別補助金	大会主催者等	50	12,737	15,437	2,700
市民局	福岡市NPO活動推進補助金	NPO法人	20	13,389	7,033	△ 6,356
市民局	福岡市街頭防犯カメラ設置補助金	自治協議会、自治会・町内会等	12	38,858	47,058	8,200
市民局	福岡市町内会活動支援事業補助金	自治会・町内会、認可地縁団体	2	40,000	40,000	0
市民局	福岡市自治協議会共創補助金	自治協議会	20	532,270	535,860	3,590
こども未来局	福岡市保育所等給食支援費補助金	民間社会福祉法人等	2	0	506,117	506,117
こども未来局	福岡市里親推進事業補助金	福岡市里親会	45	150	150	0
こども未来局	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金(保育所)	福岡市社会福祉協議会	39	182	79	△ 103
こども未来局	福岡市離島に居住する妊婦の健康診査等支援費補助金	福岡市内に居住する妊婦	9	209	209	0
こども未来局	福岡市児童養護施設等文化体育交流事業補助金	福岡市児童福祉施設協議会	32	300	280	△ 20
こども未来局	産休等代替職員補助金(児童養護施設等)	民間社会福祉法人	45	564	564	0

令和5年度 補助金・交付金一覧

※外郭団体、企業会計に対する補助金及び建設費に対する補助金は除く

(単位:年、千円)

所管局	名称	交付先	経過年数	4年度 予算額(A)	5年度 予算額(B)	対前年度増減 (B-A)
こども未来局	福岡市産休明けサポート事業助成金	ベビーシッター派遣業者	21	710	761	51
こども未来局	福岡市若者のぶらっとホームサポート事業補助金	NPO法人等	11	1,000	1,000	0
こども未来局	障がい児地域交流支援事業補助金	地域団体等	19	1,000	1,000	0
こども未来局	福岡市緊急一時保護事業補助金	民間支援団体等	23	1,000	1,000	0
こども未来局	福岡市療育キャンプ事業補助金	民間社会福祉法人	26	1,612	1,612	0
こども未来局	福岡市子どもの夢応援事業補助金	子ども会育成会等の各種育成団体	22	2,160	2,160	0
こども未来局	福岡市障がい者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業者等に対するサービス継続支援事業分)	障がい児福祉サービス事業所等	4	2,270	450	△ 1,820
こども未来局	福岡市待機児童支援事業補助金	認可外保育施設を利用する児童の保護者	14	3,303	1,484	△ 1,819
こども未来局	福岡市子ども会事業補助金	福岡市子ども会育成連合会	不明	3,400	3,400	0
こども未来局	福岡市一時保育事業補助金	民間社会福祉法人等	32	3,427	3,078	△ 349
こども未来局	ひとり親家庭養育費確保支援事業補助金	養育費に関する債務名義を有しているひとり親	4	3,800	4,450	650
こども未来局	福岡市幼稚園等看護師派遣事業補助金	訪問看護ステーション	4	4,500	5,280	780
こども未来局	福岡市病児・病後児デイケア事業普及定着促進費補助金	市内において病児・病後児デイケア施設の整備を行う者	10	4,600	4,600	0
こども未来局	福岡市保育士人材確保事業補助金	福岡市社会福祉協議会	8	4,783	3,556	△ 1,227
こども未来局	福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業補助金	民間学校法人	10	4,818	4,818	0
こども未来局	中学校区非行防止対策事業補助金	各中学校区青少年育成連絡協議会	不明	4,950	4,950	0
こども未来局	福岡市子どもの食と居場所づくり支援事業補助金	地域団体、NPO法人等	8	6,120	9,093	2,973
こども未来局	福岡市保育士資格取得等支援事業補助金	認可外保育施設、小規模保育事業所等	11	1,824	1,825	1
こども未来局	福岡市児童自立援助ホーム事業費補助金	自立援助ホーム事業者	16	6,474	6,641	167
こども未来局	産休等代替職員費補助金(保育所)	民間社会福祉法人等	52	9,216	10,332	1,116
こども未来局	福岡市民間社会福祉施設運営費補助金(児童養護施設等)	民間社会福祉法人	45	12,663	9,481	△ 3,182
こども未来局	福岡市認可外保育施設児童支援事業補助金	認可外保育施設	21	22,795	23,281	486
こども未来局	福岡市民間社会福祉施設運営費補助金(障がい児施設)	民間社会福祉法人	45	26,205	26,729	524
こども未来局	福岡市私立幼稚園連盟研修費補助金	一般社団法人 福岡市私立幼稚園連盟	60	34,092	31,742	△ 2,350
こども未来局	福岡市高等職業訓練促進資金貸付事業補助金	福岡市社会福祉協議会	8	35,425	32,060	△ 3,365
こども未来局	福岡市幼稚園型一時預かり事業補助金	各私立幼稚園設置者	9	40,378	51,036	10,658
こども未来局	福岡市保育協会補助金(家庭支援)	一般社団法人 福岡市保育協会	25	45,439	38,623	△ 6,816
こども未来局	福岡市幼稚園教諭等確保事業補助金	一般社団法人福岡市私立幼稚園連盟	4	54,687	61,402	6,715
こども未来局	福岡市保育所等におけるICT化推進等事業補助金	保育所等	6	54,750	12,788	△ 41,962
こども未来局	アジア太平洋こども会議・イン福岡補助金	NPOアジア太平洋こども会議・イン福岡	35	55,000	55,000	0
こども未来局	福岡市一時預かり事業(一般型)補助金	一時預かり事業の実施事業者	14	65,746	69,553	3,807
こども未来局	福岡市幼稚園3歳未満児受入れ促進事業補助金	私立幼稚園	6	72,152	80,605	8,453
こども未来局	福岡市保育士確保事業補助金(奨学金)	福岡市内の私立保育所、地域型保育事業所、認定こども園、企業主導型保育施設	5	153,600	123,460	△ 30,140
こども未来局	福岡市保育士確保事業補助金(家賃)	福岡市内の私立保育所、地域型保育事業所、認定こども園、企業主導型保育施設	7	298,800	314,760	15,960

令和5年度 補助金・交付金一覧

※外郭団体、企業会計に対する補助金及び建設費に対する補助金は除く

(単位:年、千円)

所管局	名称	交付先	経過年数	4年度 予算額(A)	5年度 予算額(B)	対前年度増減 (B-A)
こども未来局	福岡市延長保育事業補助金	民間社会福祉法人等	29	303,547	299,790	△ 3,757
こども未来局	福岡市保育体制強化事業補助金	民間社会福祉法人等	4	329,640	331,419	1,779
こども未来局	福岡市私立幼稚園運営費補助金	一般社団法人 福岡市私立幼稚園連盟	51	746,947	725,488	△ 21,459
こども未来局	福岡市特別支援保育事業補助金	民間社会福祉法人等	41	844,188	939,140	94,952
こども未来局	福岡市保育協会補助金(一般)	一般社団法人 福岡市保育協会	54	1,531,122	1,567,007	35,885
こども未来局	福岡市保育士資格取得等支援事業補助金	私立保育所、地域型保育事業者及び認定こども園	6	4,632	4,132	△ 500
こども未来局	産休等代替職員費補助金(障がい児施設)	民間社会福祉法人	47	279	288	9
福祉局	福岡市移動スーパー参入促進費補助金	事業者等	1	0	1,500	1,500
福祉局	福岡市認知症介護指導者養成研修事業補助金	研修生を派遣する介護保険施設、居宅介護サービス事業者等	1	0	342	342
福祉局	九州地区手をつなぐ育成会福岡市大会補助金	社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会	1	0	200	200
福祉局	福岡市認知症介護指導者フォローアップ研修事業補助金	研修生を派遣する介護保険施設、居宅介護サービス事業者等	20	76	76	0
福祉局	社会福祉施設寄付金事業補助金	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	25	342	356	14
福祉局	独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補助金	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	39	344	236	△ 108
福祉局	福岡市児童福祉施設等産休等代替職員制度	民間社会福祉施設	47	391	418	27
福祉局	交通遺児等援護事業補助金	交通遺児等援護事業を継続的に行っている団体	54	450	450	0
福祉局	福岡市手をつなぐ育成会運営費補助金	社会福祉法人 福岡市手をつなぐ育成会	44	800	800	0
福祉局	福岡市介護保険離島交通費補助金	島外に所在する指定居宅サービス等事業者	24	872	982	110
福祉局	福岡市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会	28	962	962	0
福祉局	福岡市認知症カフェ開設支援事業補助金	認知症カフェ開設者	6	1,300	1,325	25
福祉局	福岡市高齢者農園事業費補助金	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会	45	1,336	1,120	△ 216
福祉局	福岡市障がい者作品展補助金	福岡市障がい児・者美術展実行委員会	48	1,470	1,470	0
福祉局	福岡市原爆被害者等援護事業補助金	原爆被害者等援護事業を継続的に行っている団体	55	2,050	2,050	0
福祉局	福岡市身体障害者福祉協会運営費補助金	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会	52	2,555	2,555	0
福祉局	福岡市友愛訪問事業補助金	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会	39	2,648	2,637	△ 11
福祉局	福岡市ベンチ購入費補助金	地権者等	7	3,000	1,700	△ 1,300
福祉局	福岡市戦没者等遺家族援護事業補助金	戦没者等遺家族援護事業を継続的に行っている団体	67	3,500	3,500	0
福祉局	福岡市中国残留邦人等地域生活支援事業費補助金	中国残留邦人等	16	4,000	4,000	0
福祉局	福岡市障がい者総合支援事業費補助金(新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業者等に対するサービス継続支援事業分)	障がい福祉サービス等事業所	3	4,000	1,307	△ 2,693
福祉局	福岡市障がい者社会参加推進センター運営事業補助金	社会福祉法人 福岡市身体障害者福祉協会	33	7,000	7,000	0
福祉局	福岡市地域保健福祉振興基金事業補助金	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	15	9,168	7,590	△ 1,578
福祉局	全国健康福祉祭参加事業福岡市実行委員会補助金	全国健康福祉祭参加事業福岡市実行委員会	36	16,062	15,041	△ 1,021
福祉局	やすらばバック事業等終活支援事業補助金	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	7	17,472	17,215	△ 257
福祉局	福岡市介護保険サービス等利用者負担金の社会福祉法人等による軽減制度に対する助成事業補助金	介護保険利用者負担軽減を実施する社会福祉法人等	24	19,001	19,573	572
福祉局	障がい者スポーツ等活動推進事業補助金	福岡市障がい者スポーツ協会	40	28,194	28,054	△ 140

令和5年度 補助金・交付金一覧

※外郭団体、企業会計に対する補助金及び建設費に対する補助金は除く

(単位:年、千円)

所管局	名称	交付先	経過年数	4年度 予算額(A)	5年度 予算額(B)	対前年度増減 (B-A)
福祉局	福岡市老人クラブ活動事業補助金	単位老人クラブ	61	42,106	40,954	△ 1,152
福祉局	福岡市地域保健福祉振興基金事業補助金	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	19	43,412	40,171	△ 3,241
福祉局	福岡市重度障がい者グループホーム運営費補助金	グループホーム運営事業者	4	44,640	61,920	17,280
福祉局	福岡市民生委員児童委員協議会補助金	福岡市民生委員児童委員協議会	10	44,647	44,042	△ 605
福祉局	福岡市障がい者グループホーム設置費補助金	グループホーム設置事業者等	21	67,950	60,655	△ 7,295
福祉局	福岡市老人クラブ連合会運営及び事業補助金	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会	61	74,586	75,647	1,061
福祉局	福岡市高齢者就業機会確保事業費補助金	公益社団法人 福岡市シルバー人材センター	41	79,658	79,658	0
福祉局	日常生活自立支援事業補助金	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	11	100,118	100,852	734
福祉局	福岡市地域活動支援センター I 型運営費補助金	地域活動支援センター運営団体	18	128,898	129,612	714
福祉局	福岡市地域活動支援センター補助金	地域活動支援センター運営団体	42	156,127	159,437	3,310
福祉局	社会福祉協議会地域福祉推進事業費補助金	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	73	497,631	442,530	△ 55,101
福祉局	福岡市軽費老人ホームサービスの提供に要する費用補助金	社会福祉法人	59	625,444	628,562	3,118
保健医療局	福岡市公衆浴場事業振興対策特例措置利子補給金	普通公衆浴場営業者	50	91	100	9
保健医療局	福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金	犬猫の飼い主	5	150	150	0
保健医療局	福岡市鍼灸師会小呂島派遣事業補助金	一般社団法人福岡市鍼灸師会	52	200	200	0
保健医療局	福岡市献血推進協議会事業補助金	福岡市献血推進協議会	56	400	400	0
保健医療局	「心の電話一福岡」事業費補助金	特定非営利活動法人九州大学こころとそだちの相談室	31	500	500	0
保健医療局	福岡県私設病院協会事業補助金	一般社団法人 福岡県私設病院協会	50	750	750	0
保健医療局	福岡県難病団体連絡会難病相談事業費補助金	福岡県難病団体連絡会	39	750	750	0
保健医療局	福岡市猫の繁殖制限・所有者明示推進事業補助金	獣医師団体	15	750	750	0
保健医療局	食生活改善推進事業補助金	福岡市食生活改善推進員協議会	47	784	784	0
保健医療局	福岡市公衆浴場事業振興等補助金	福岡県公衆浴場生活衛生同業組合福岡市支部	50	1,755	1,619	△ 136
保健医療局	福岡市公衆浴場設備改善事業補助金	普通公衆浴場営業者	44	3,000	2,000	△ 1,000
保健医療局	福岡いのちの電話運営事業補助金	社会福祉法人福岡いのちの電話	33	5,000	5,000	0
保健医療局	福岡市薬剤師会保健福祉事業補助金	一般社団法人福岡市薬剤師会	50	10,200	10,200	0
保健医療局	福岡市救急病院協会事業補助金	福岡市救急病院協会	57	10,330	10,330	0
保健医療局	福岡市歯科医師会保健福祉事業補助金	一般社団法人福岡市歯科医師会	51	11,900	11,900	0
保健医療局	福岡市結核予防費補助金	私立学校又は施設の設置者	52	12,817	13,457	640
保健医療局	地域健康づくり活動推進事業補助金	福岡市衛生連合会	52	29,218	29,218	0
保健医療局	福岡市食品衛生協会事業補助金	公益社団法人 福岡市食品衛生協会	47	30,000	30,000	0
保健医療局	福岡市医師会保健福祉事業補助金	一般社団法人 福岡市医師会	51	60,900	60,900	0
環境局	生ごみ堆肥化容器購入費補助金	市民	1	0	2,500	2,500
環境局	西部埋立場周辺整備等補助金	今津大原町内会	1	0	64,000	64,000
環境局	福岡市ZEB・ZEH-M 設計支援補助金	市民・事業者等	1	0	55,000	55,000
環境局	事業所の省エネ設備導入支援事業補助金	事業者	1	0	40,000	40,000

令和5年度 補助金・交付金一覧

※外郭団体、企業会計に対する補助金及び建設費に対する補助金は除く

(単位:年、千円)

所管局	名称	交付先	経過年数	4年度 予算額(A)	5年度 予算額(B)	対前年度増減 (B-A)
環境局	未来へつなげる環境活動支援事業補助金	市民団体、NPO法人又は市長が特に認める団体	19	3,040	3,164	124
環境局	併用世帯ごみ収集事業補助金	一般廃棄物収集運搬許可業者	50	3,660	3,480	△ 180
環境局	事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業補助金	産又は学で構成される団体等	12	14,000	14,000	0
経済観光文化局	小規模事業指導事業補助金	経営改善普及事業を行う者	63	12,400	12,400	0
経済観光文化局	商店街イベント事業補助金	市内商店街等	16	1,200	4,800	3,600
経済観光文化局	商店街社会課題解決型補助金	市内商店街等	11	7,500	6,000	△ 1,500
経済観光文化局	福岡市受注促進及び販路開拓推進事業補助金	中小企業支援団体、団体又は連合会	10	1,200	1,100	△ 100
経済観光文化局	福岡市新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金	福岡県中小企業振興センター	4	3,635,386	2,523,000	△ 1,112,386
経済観光文化局	高度化促進補助金(組織化)	協同組合等	51	110	110	0
経済観光文化局	福岡市中小企業組織化促進等事業補助金	市内複数の組合等からなる連合会	66	2,555	2,555	0
経済観光文化局	労働環境・従業員福祉促進事業補助金	団体等	63	1,100	1,100	0
経済観光文化局	福岡市ステップアップ補助金	創業者	20	2,000	2,000	0
経済観光文化局	外国人創業環境形成事業補助金	外国人創業者	8	2,952	2,640	△ 312
経済観光文化局	福岡市研究開発型スタートアップ成長支援事業補助金	創業者	4	8,000	24,000	16,000
経済観光文化局	新型コロナ対策資本金劣後ローン利子補給補助金	創業者	4	5,241	2,906	△ 2,335
経済観光文化局	福岡市新規創業促進補助金	創業者	4	15,120	17,100	1,980
経済観光文化局	九州大学学術研究都市推進機構事業費補助金	公益財団法人九州大学学術研究都市推進機構	20	17,680	17,680	0
経済観光文化局	福岡グリーンイノベーションチャレンジ補助金	中小企業等	2	10,000	10,000	0
経済観光文化局	博多人形関係補助金	博多人形商工業協同組合	47	1,200	1,200	0
経済観光文化局	県伝統的工芸品振興協議会補助金	福岡県伝統的工芸品振興協議会	47	200	200	0
経済観光文化局	博多織技能開発養成学校補助金	特定非営利活動法人博多織技能開発養成学校	19	5,000	5,000	0
経済観光文化局	福岡流通団地振興補助金	福岡流通センター内の組合等又は団体	13	300	300	0
経済観光文化局	博多祇園山笠振興会補助金	博多祇園山笠振興会	7	27,800	27,800	0
経済観光文化局	博多松囃子振興会補助金	博多松囃子振興会	7	2,200	2,200	0
経済観光文化局	博多仁和加振興会補助金	博多仁和加振興会	7	300	300	0
経済観光文化局	中洲まつり実行委員会補助金	中洲まつり実行委員会	7	1,300	1,300	0
経済観光文化局	ふくこいアジア祭り組織委員会補助金	ふくこいアジア祭り組織委員会	7	1,000	1,000	0
経済観光文化局	屋台営業者団体活動支援補助金	屋台営業者団体	5	200	200	0
経済観光文化局	福岡市宿泊事業者受入環境充実支援補助金	宿泊事業者	4	39,000	43,575	4,575
経済観光文化局	レンタサイクル導入等支援補助金	レンタサイクル等運営事業者	1	0	5,000	5,000
経済観光文化局	公益財団法人九州交響楽団事業補助金	公益財団法人九州交響楽団	55	160,000	160,000	0
経済観光文化局	一般財団法人西日本文化協会年間文化事業補助金	一般財団法人西日本文化協会	70	1,150	1,150	0
経済観光文化局	福岡県美術展覧会事業補助金	福岡県美術展覧会実行委員会	58	170	170	0
経済観光文化局	筑前琵琶保存会演奏会事業補助金	筑前琵琶保存会	58	70	70	0
経済観光文化局	筑前琵琶鑑賞会事業補助金	筑前琵琶福岡旭会	56	70	70	0

令和5年度 補助金・交付金一覧

※外郭団体、企業会計に対する補助金及び建設費に対する補助金は除く

(単位:年、千円)

所管局	名称	交付先	経過年数	4年度 予算額(A)	5年度 予算額(B)	対前年度増減 (B-A)
経済観光文化局	西部伝統工芸展事業補助金	西部伝統工芸展実行委員会	54	70	70	0
経済観光文化局	福岡文化連盟年間事業補助金	福岡文化連盟	52	750	750	0
経済観光文化局	「全国いけばなコンクール(西日本地区)」事業補助金	帝国華道院九州連合会	50	70	70	0
経済観光文化局	「西日本華道連盟福岡支部いけばな展」事業補助金	西日本華道連盟福岡支部	50	70	70	0
経済観光文化局	郷土の学術及び美術工芸を研究・収集対象とした博物館による広報・普及事業補助金	郷土の学術及び美術工芸を研究・収集対象とする博物館	7	440	440	0
経済観光文化局	船乗り込み事業補助金	船乗り込み実行委員会	24	2,700	2,700	0
経済観光文化局	伝統文化による国際文化交流振興事業補助金	日本の伝統文化を留学生等に教授している団体	7	340	340	0
経済観光文化局	文化財事業費補助金(公開事業)	無形・無形民俗文化財保存会・保持者	57	2,080	2,080	0
経済観光文化局	文化財保存事業費補助金(保存・修理等)	指定文化財所有者	51	68,200	67,367	△ 833
経済観光文化局	文化財保存事業費補助金(防災設備保守点検)	指定文化財所有者	47	307	307	0
農林水産局	全国青果物商業協同組合連合会福岡大会補助金	全国青果物商業協同組合連合会第43回全青連全国大会「福岡大会」実行委員会	1	0	738	738
農林水産局	新規就農者育成総合対策補助金	認定新規就農者	2	0	63,000	63,000
農林水産局	国際認証(水産エコラベル)支援事業補助金	福岡市漁業協同組合	1	0	3,200	3,200
農林水産局	地域資源活用型農業チャレンジ事業費補助金	農業者等	1	0	3,000	3,000
農林水産局	農業経営基盤強化資金利子助成金	農業経営基盤強化資金の融資を受けた者	29	30	12	△ 18
農林水産局	水産業金融資金保証料補助金	沿岸漁業振興金融資金を受けた者	17	40	40	0
農林水産局	青年農業者対策事業補助金	福岡市青年農業者連絡会	48	205	205	0
農林水産局	福岡市園芸振興協会事業補助金	福岡市園芸振興協会	51	324	324	0
農林水産局	中央卸売市場青果物集荷対策事業補助金	福岡市園芸振興協会	52	380	380	0
農林水産局	女性農業者育成支援事業補助金	福岡市農業協同組合、福岡市東部農業協同組合	21	380	380	0
農林水産局	中央卸売市場食肉市場流通対策協議会事業補助金	福岡市中央卸売市場食肉市場流通対策協議会	58	413	413	0
農林水産局	機構集積事業補助金	農地中間管理機構を活用した農家等	5	550	300	△ 250
農林水産局	地域水田農業ビジョン推進事業補助金	福岡市農業協同組合、福岡市東部農業協同組合	20	750	750	0
農林水産局	豊かな海づくり事業補助金	福岡市漁業協同組合	22	966	966	0
農林水産局	GAP認証取得支援事業補助金	農業者、農業者団体	2	2,100	700	△ 1,400
農林水産局	乳用牛等共同育成推進事業補助金	乳用牛等共同育成事業を行う者	51	2,212	2,212	0
農林水産局	新規就業者育成支援事業補助金	福岡市漁業協同組合	7	2,860	2,860	0
農林水産局	発明!発見!ご当地水産物事業補助金	市内の水産業、水産加工業を営む個人または団体	2	3,000	2,000	△ 1,000
農林水産局	経営体育成支援事業費補助金	地域計画または人・農地プランに位置付けられた中心経営体等	13	3,000	3,000	0
農林水産局	漁協経営基盤強化対策事業補助金	福岡市漁業協同組合	31	3,016	3,016	0
農林水産局	新規就農スタートアップ支援事業補助金	新規就農者	9	3,930	3,500	△ 430
農林水産局	見て・来て・食べて・浜の活性化推進事業補助金	福岡市漁業協同組合	10	4,000	4,500	500
農林水産局	鮮魚市場専有施設内整備等利子補給金及び信用保証料補助金	関連事業者	2	4,401	1,008	△ 3,393
農林水産局	経営継承・発展支援事業補助金	人・農地プランに位置付けられた中心経営体等の経営を継承した後継者	3	6,000	4,000	△ 2,000
農林水産局	経営所得安定対策等推進事業費補助金	福岡市水田農業推進協議会	12	6,539	6,384	△ 155

令和5年度 補助金・交付金一覧

※外郭団体、企業会計に対する補助金及び建設費に対する補助金は除く

(単位:年、千円)

所管局	名称	交付先	経過年数	4年度 予算額(A)	5年度 予算額(B)	対前年度増減 (B-A)
農林水産局	栽培漁業推進事業補助金	福岡市栽培漁業事業化推進協議会	30	6,888	6,888	0
農林水産局	野菜・花き生産安定事業補助金	福岡市野菜・花き生産安定資金協会	53	9,868	9,324	△ 544
農林水産局	未来へつなげる農村の担い手支援事業補助金	農業者、農作業受託組織、営農集団等	2	15,000	10,000	△ 5,000
農林水産局	中山間地域等直接支払制度補助金	集落協定締結集落	24	15,277	15,277	0
農林水産局	自治協会補助金(青果市場)	一般社団法人 福岡市中央卸売市場青果市場自治協会	56	17,000	17,000	0
農林水産局	畜産環境整備経営対策事業補助金	認定農業者	12	17,060	11,716	△ 5,344
農林水産局	自治協会補助金(鮮魚市場)	一般社団法人 福岡市中央卸売市場鮮魚市場協会	52	36,809	36,809	0
農林水産局	と畜事業補助金	福岡食肉市場株式会社	24	200,000	200,000	0
農林水産局	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	森林・山村多面的機能発揮対策実施要領に定める地域協議会	6	402	508	106
農林水産局	耕作放棄地再生事業補助金	事業実施主体	13	1,425	925	△ 500
農林水産局	環境保全型農業直接支払交付金	農業者団体	10	1,938	2,367	429
農林水産局	離島漁業再生支援交付金	福岡市離島漁業再生活動促進事業代表者	17	10,228	10,228	0
住宅都市局	マンション管理計画認定申請促進事業補助金	管理組合	2	440	440	0
住宅都市局	都市景観補助金	景観づくり地域団体	30	500	500	0
住宅都市局	共同事業促進補助金	商店街等(サンセルコ商業協同組合)	16	600	600	0
住宅都市局	福岡市地域まちづくり推進要綱に基づく活動費助成	地域まちづくり協議会等	33	1,200	700	△ 500
住宅都市局	マンション再生検討促進事業補助金	管理組合	2	1,500	3,000	1,500
住宅都市局	緑地保全事業補助金	緑地保全、保全林地区土地所有者	50	2,400	2,400	0
住宅都市局	高齢者世帯住替え助成金	65歳以上のひとり暮らし世帯等	7	2,500	2,500	0
住宅都市局	福岡市空き家活用補助金	福岡市空き家活用補助金交付要綱に定める要件を満たす者	2	3,000	3,000	0
住宅都市局	地域主体の生活交通確保支援補助金	協議会、交通事業者	12	3,500	3,500	0
住宅都市局	福岡市保存樹保護育成事業補助金	保存樹所有者	50	10,208	10,208	0
住宅都市局	住まいサポートふくおか運営費補助金	社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	21	12,601	20,514	7,913
住宅都市局	高齢者向け優良賃貸住宅供給事業費補助金	高齢者向け優良賃貸住宅の認定事業者	22	21,049	13,371	△ 7,678
住宅都市局	子育て世帯住替え助成金	子育て世帯	6	45,000	136,150	91,150
住宅都市局	セーフティネット住宅入居支援補助金	大家等登録事業者、家賃債務保証登録業者、居住支援法人、住宅確保要配慮者	4	50,620	50,620	0
住宅都市局	生活交通確保バス運行補助金	交通事業者	18	62,900	73,180	10,280
港湾空港局	福岡空港地域対策協議会補助金	福岡空港地域対策協議会	64	5,500	5,500	0
港湾空港局	博多港振興協会補助金	一般社団法人 博多港振興協会	8	15,838	15,704	△ 134
教育委員会	福岡市立高校PTA連合会事業補助金	福岡市立高等学校PTA連合会	41	100	100	0
教育委員会	福岡市立高等学校体育大会出場補助金	市立高等学校	41	138	138	0
教育委員会	福岡市立高等学校文化大会出場補助金	市立高等学校	29	502	502	0
教育委員会	福岡市PTA協議会事業補助金	福岡市PTA協議会	52	1,500	1,500	0
教育委員会	学校保健会補助金	福岡市学校保健会	70	2,563	2,563	0
教育委員会	学校体育振興費補助金	全国選抜高校テニス大会実行委員会	21	3,150	3,150	0

■令和5年度 補助金・交付金一覧

※外郭団体、企業会計に対する補助金及び建設費に対する補助金は除く

(単位:年、千円)

所管局	名称	交付先	経過年数	4年度 予算額(A)	5年度 予算額(B)	対前年度増減 (B-A)
教育委員会	人権啓発地域推進事業補助金	各校区人権啓発地域推進組織	30	36,640	36,640	0
教育委員会	福岡市私立高等学校補助金	各私立高等学校22校	51	39,486	39,486	0
議会事務局	議員互助会補助金	福岡市議会議員互助会	35	586	586	0
区役所	地域振興補助金	区レベルの地域活動推進協議会等	12	7,973	8,093	120
区役所	交通安全関係補助金	地区交通安全協会	12	3,967	3,967	0
248件	総合計(補助金のみ)			12,464,228	12,231,254	△232,974

令和5年度 補助金・交付金一覧

※外郭団体への補助金

(単位:年、千円)

所管局	名称	交付先	経過年数	4年度 予算額(A)	5年度 予算額(B)	対前年度増減 (B-A)
総務企画局	留学生支援事業補助金	公益財団法人 福岡よかトピア国際交流財団	2	350	2,100	1,750
総務企画局	福岡アジア都市研究所補助金	公益財団法人 福岡アジア都市研究所	36	96,074	94,077	△ 1,997
総務企画局	国際交流財団補助金	公益財団法人 福岡よかトピア国際交流財団	37	102,867	117,481	14,614
市民局	福岡市スポーツ協会補助金	公益財団法人 福岡市スポーツ協会	62	80,416	90,416	10,000
福祉局	社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団	(社福)福岡市社会福祉事業団	23	67,114	55,587	△ 11,527
保健医療局	ふくおか環境財団補助金	公益財団法人 ふくおか環境財団	18	27,986	27,870	△ 116
経済観光文化局	公益財団法人福岡市文化芸術振興財団補助金	公益財団法人福岡市文化芸術振興財団	26	93,021	88,172	△ 4,849
経済観光文化局	福岡国際センター事業補助金	一般財団法人 福岡コンベンションセンター	21	129,559	116,955	△ 12,604
経済観光文化局	公益財団法人九州先端科学技術研究所事業費補助金	公益財団法人 九州先端科学技術研究所	29	306,191	291,443	△ 14,748
教育委員会	福岡市教育振興会補助金	公益財団法人 福岡市教育振興会	65	54,443	55,761	1,318

10件	総合計(補助金のみ)		958,021	939,862	△18,159
-----	------------	--	---------	---------	---------

■ 令和5年度 補助金・交付金一覧

※企業会計への補助金

(単位:年、千円)

所管局	名称	交付先	経過年数	4年度 予算額(A)	5年度 予算額(B)	対前年度増減 (B-A)
水道局	上水道事業費補助金	水道事業会計	101	69,542	58,400	△ 11,142
交通局	高速鉄道事業費補助金	高速鉄道事業会計	50	6,066,937	4,631,005	△ 1,435,932

2件	総合計(補助金のみ)			6,136,479	4,689,405	△1,447,074
----	------------	--	--	-----------	-----------	------------

令和5年度 補助金・交付金一覧

※建設費に対する補助金

(単位:年、千円)

所管局	名称	交付先	経過年数	4年度 予算額(A)	5年度 予算額(B)	対前年度増減 (B-A)
市民局	集会施設補助金	地域住民団体等	46	25,945	39,990	14,045
こども未来局	福岡市児童養護施設等整備事業費補助金	民間社会福祉法人	7	64,891	159,519	94,628
こども未来局	保育所建設費等補助金	民間社会福祉法人等	60	1,109,698	1,058,854	△ 50,844
こども未来局	福岡市賃貸分園設置補助金	民間社会福祉法人等	15	44,220	44,220	0
福祉局	福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金(障がい)	社会福祉法人等	45	64,554	110,505	45,951
福祉局	福岡市介護老人保健福祉施設等整備費補助金	介護サービス事業者	15	431,637	553,564	121,927
福祉局	福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金(高齢)	社会福祉法人	53	333,184	1,060,084	726,900
環境局	一般廃棄物資源化施設整備費補助金	市長から施設設置の許可を受けた民間事業者	11	0	300,000	300,000
農林水産局	市民農園拡大推進事業補助金	福岡市農業協同組合、福岡市東部農業協同組合、市内の農地を市民農園として開設する者	17	800	800	0
農林水産局	共同施設設置事業補助金	福岡市漁業協同組合	61	9,245	19,337	10,092
農林水産局	都市近郊野菜産地等整備事業補助金	農業協同組合、営農集団、認定農業者	39	100,012	98,368	△ 1,644
住宅都市局	住宅、建築物土砂災害対策事業補助金	改修対象住宅の所有者	7	759	759	0
住宅都市局	土砂災害等危険住宅移転事業補助金	移転対象住宅の所有者	10	975	975	0
住宅都市局	都市景観形成建築物等保全整備補助金	都市景観形成建築物等の修理、建築物等の修景を行う者	9	3,000	3,000	0
住宅都市局	吹付けアスベスト除去等対策事業補助金	分析調査、除去等工事を実施した者	16	4,600	4,600	0
住宅都市局	公共交通バリアフリー化促進事業補助金(バス)	交通事業者	18	15,600	10,200	△ 5,400
住宅都市局	公共交通バリアフリー化促進事業補助金(ユニバーサルデザインタクシー)	交通事業者	5	20,000	20,000	0
住宅都市局	狭あい道路整備補助金	道路幅に協力した者	19	22,417	19,988	△ 2,429
住宅都市局	民間建築物耐震化促進事業費補助金	耐震診断もしくは耐震改修等を行う者	19	81,183	74,214	△ 6,969
住宅都市局	土地区画整理事業推進補助金	独立行政法人 都市再生機構 九州支社	23	334,539	314,780	△ 19,759
住宅都市局	福岡市地下街防災推進事業費補助金	地下街の防災対策を行う地下街管理会社等	5	198,100	6,600	△ 191,500
住宅都市局	土地区画整理事業推進補助金	福岡市橋本駅前土地区画整理組合	49	372,800	316,359	△ 56,441
住宅都市局	住宅市街地総合整備事業補助金	共同住宅の建設等を行う者	36	571,806	219,854	△ 351,952
道路下水道局	合併浄化槽設置補助金	助成対象地域で合併処理浄化槽を設置する者	11	1,328	1,328	0
道路下水道局	新歩行空間整備補助金	工作物等の所有者	18	2,000	2,000	0
道路下水道局	狭あい道路路線整備補助金	工作物等の所有者	18	2,000	6,000	4,000
道路下水道局	私道整備費補助金	私道の舗装等を行う者	47	5,000	3,000	△ 2,000
道路下水道局	道路照明灯補助金(防犯灯)	町内・自治会等	57	84,637	84,951	314
港湾空港局	都市再生整備計画事業補助金	民間開発事業者	10	0	1,800	1,800
港湾空港局	航空機騒音対策事業費補助金(住宅騒音防止対策事業費助成)	独立行政法人 空港周辺整備機構 及び 空港周辺住宅所有者等	35	1,676	2,381	705
港湾空港局	航空機騒音対策事業費補助金(集会施設空調機能回復等事業費助成)	集会所を管理する自治組織	35	38,980	40,649	1,669

31件

総合計(補助金のみ)		3,945,586	4,578,679	633,093
------------	--	-----------	-----------	---------

◎ 社会教育委員会議の提言 ～あらゆる学びの支援のために～

今後の本市の生涯学習推進の方向性を検討するため、令和3年度の社会教育委員会議にて分科会を設置し、委員構成及び研究調査テーマを決定した。3年間(全体会、分科会を通し7回)協議を行い、令和5年度の会議で提言としてとりまとめ、教育委員会議にて令和5年6月に報告。

分科会の設置

○テーマ：「福岡市における生涯学習のあり方について」

○目的：教育基本法の生涯学習の理念「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」をどのように実現するのか、福岡市における生涯学習の方向性(ビジョン)について整理する。

○委員： 社会教育関係者 萩尾 憲子委員
 家庭教育関係者 馬場 郁子委員
 学識経験者 圓入 智仁委員・添田 祥史委員・植上 一希委員

○概要

I あらためて生涯学習の意義を考える

- ・歴史における「生涯学習」の提唱から現在に至る基本的な考え及び重要性について

II 生涯学習の観点からみた福岡市における学習機会

- ・狭義の学習機会と広義の学習機会での整理

III 福岡市の生涯学習振興における課題と方向性

①学習者の自己認識と情報提供、多様な価値観に関する啓発活動

- ・「生涯学習」をしているという意識の涵養
- ・様々な場や媒体での情報提供
- ・多様な価値観の啓発・普及につながる学習

②子どもの「学びの楽しさ」の経験

- ・生涯にわたり学ぶ意欲を持てる教育へ
- ・「学びの楽しさ」の伝播

③教育施設の発想の転換と教員の研修の充実

- ・地域交流、世代間交流、国際交流につながる施設へ
- ・教員や社会教育に関わる職員の研修機会の提供等

④多彩な市民活動・NPO 活動の展開と支援

- ・市民活動の学習支援や事業との繋がり
- ・NPO や文化、スポーツ等の活動への支援
- ・補助金の適切な運営、団体同士のネットワーク作りの支援

⑤福岡らしさの利活用

- ・自然や交通利便性、産業構造や大学等の多さなど、地の利を活かした市民活動の展開

⑥社会教育・生涯学習・地域の中核拠点、居場所としての公民館

- ・公民館における地域の歴史や文化、伝統芸能の継承の取り組み
- ・NPO、企業、大学等と連携した事業展開
- ・居心地の良い場所としての公民館の場づくり

[提言]

福岡市の
生涯学習ビジョン
～あらゆる学びの支援のために～

令和5年5月

福岡市社会教育委員会議
研究調査報告

もくじ	
I あらためて生涯学習の意義を考える	1
1 生涯学習というアイデアがもたらしたインパクト	
2 国際的な学習観の拡がりや深まり	
(1) Leaning to be	
(2) リカレント教育	
(3) 学習権宣言	
3 日本の教育政策における位置づけ	
4 2020年代における生涯学習の重要性	
(1) 社会構造の変化への対応	
(2) 高度な情報化と多様化への対応	
(3) 社会的縁辺化や孤立化への対応	
5 様々な活動を「学習」としてとらえていく	
II 生涯学習の観点からみた福岡市における学習機会	6
1 狭義の学習機会	
2 広義の学習機会	
III 福岡市の生涯学習振興における課題と方向性	9
1 学習者の自己認識と情報提供、多様な価値観に関する啓発活動	
2 子どもの「学びの楽しさ」の経験	
3 教育施設の発想の転換と教員や職員の研修の充実活性化	
4 多彩な市民活動・NPO活動の展開と支援	
5 福岡らしさの利活用	
6 社会教育・生涯学習・地域の中核拠点、居場所としての公民館	
IV まとめにかえて～市政調査の結果より	15
V 謝辞	17
福岡市社会教育委員名簿	
研究調査経過	

この提言は、これからの福岡市における生涯学習のビジョン（方向性）について、福岡市社会教育委員会議として研究調査を行った成果を、福岡市教育委員会に対し、提言としてお示しするものです。この提言が福岡市の生涯学習に係わる人々に広く活用されることを期待しています。

福岡市では教育委員会だけでなく、こども未来局や市民局など、数多くの部局で市民に対する学習機会の提供や、学習の支援に取り組んでいます。例えば福岡市民に対する啓発・広報活動や情報提供も、広い意味での生涯学習支援の一環です。これまで各部局がそれぞれ個別に事業を実施したり、関係団体の活動の補助をしたりしていましたが、この提言が示す生涯学習に関する考え方や、福岡市が直面する生涯学習振興に関する課題をご理解いただき、福岡市役所のあらゆる部局が、今後の施策の立案、従来からの活動や支援の継続などを検討する際の「ビジョン」として、本提言を活用していただくことを期待しています。

福岡市社会教育委員会議では、令和3年10月に開催された第2回全体会において、教育基本法第3条が示す生涯学習の理念を実現するため、福岡市の生涯学習の方向性（ビジョン）を作成することを目的とする分科会を設置しました。この分科会では7回にわたって「福岡市における生涯学習のあり方について」をテーマとして会議を重ねました。また、その間2度、社会教育委員会議で中間報告をしました。

以下では、まず、生涯学習に関する国際的な動向や国内の教育施策における位置づけ、さらには2020年代における生涯学習の重要性を説明します。その後、福岡市における学習機会に関して狭義と広義の両面から述べた上で、生涯学習振興における課題と方向性について、観点別に述べています。

なお、本ビジョンでは福岡市民一人ひとりの一生涯にわたる学習活動（つまり「生涯学習」）についての考えを示しています。そのため、生涯学習の一部としての学校教育にも言及しています。学校という場における子どもの生涯学習、あるいは学校の教員の生涯学習という視点をもっているということを含めて、ご理解いただきたいと思ひます。

Ⅰ あらためて生涯学習の意義を考える

ここでは、1965年に端を発する「生涯学習」の提唱から現在に至るまでの、学習観や学習する権利に関する基本的な考えについて説明します。1970年代や80年代の世界的な議論を紹介した後、2000年代以降の日本の生涯学習論を概観します。その上で、現代日本における生涯学習の重要性として、社会構造の変化、高度な情報化と多様化、社会的縁辺化や孤立化をみたとうえで、こうしたなかで、様々な活動を「学習」としてとらえることの重要性について説明します。

1 生涯学習というアイデアがもたらしたインパクト

「学校教育だけが学びの場ではない。学校教育を受ける前も後も、私たちは学び続けている。だから、人生の時間軸と活動の空間軸をイメージしながら、生涯にわたる学びを支える教育システムを整備していく必要がある。」1965年、ユネスコで成人教育の部局長を務めていたポール・ラングランは、生涯学習の大元になるアイデアをこのように提唱しました。

生涯学習という考え方が登場したことで、わたしたちは学校教育、社会教育、家庭教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動や市民活動、企業内教育、そして、趣味など様々な場や機会において行う学習など、社会における様々な教育や学習の存在に気づき、それらを結びつけて考えることができるようになりました。

生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を「生涯学習社会」といいます(図)。

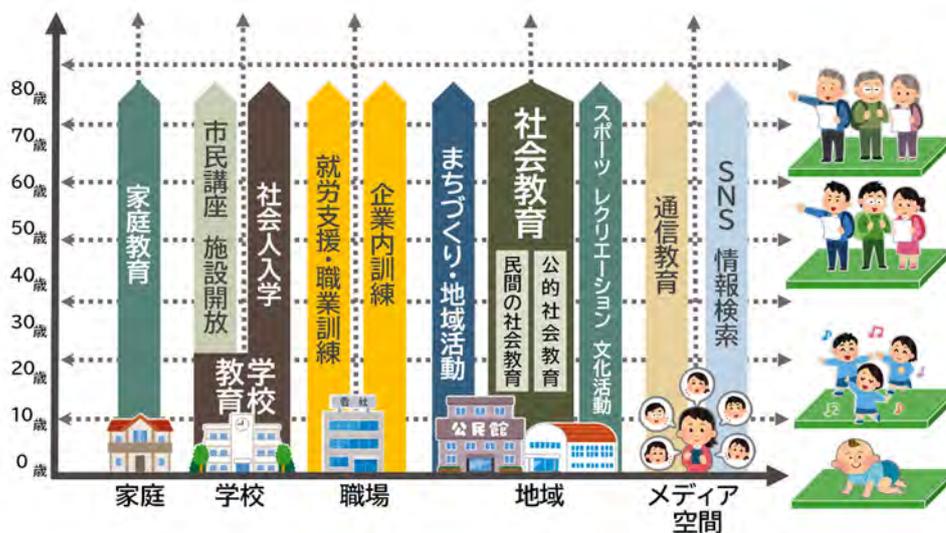


図 生涯学習社会のイメージ

2 国際的な学習観の拡がりと深まり

生涯学習という考え方は、その後も拡がり、深まります。学習観はより豊かに更新され続けるものであるという視点をもつことが重要です。ここでは、とくに大事なものを3つあげていますが、これら以外にも「子どもの権利条約」（1989年）、「障害者権利条約」（2006年）などに示された子ども観や障がい者観をおさえておく必要があります。

(1) Leaning to be

1970年代には、ユネスコは「Leaning to haveからLeaning to beへ」を提唱します。富や地位を所有するための手段としてのみ学習を捉えるのではなく、学習が人間としての存在や生き方を確かなものにしていく側面に意識を向けるよう促しました。その後、ユネスコは、次のような「学習の4本柱」を示しました(『学習—秘められた宝』、1991年)。

知ることを学ぶ (*Learning to know*)

為すことを学ぶ (*Learning to do*)

共に生きることを学ぶ (*Learning to live together*)

ひととして生きることを学ぶ (*Leaning to be*)

(2) リカレント教育

1970年代には、OECD（経済協力開発機構）が「リカレント教育」という概念を提起します。時代や個人の置かれた状況の変化にあわせて、情報や知識や技能をアップデートするための教育や訓練という意味合いです。大学に入り、人々の生涯にわたって分散させ、就学と就職を繰り返すことができる社会のあり方が提起されました。海外では、社会人が大学などでの学びなおしができるように、教育有給休暇制度を整備している国もあります。

なお、2018年に世界経済フォーラムで提唱された「リスクリング」という考え方も、発想としてはリカレント教育と共通します。ただし、「リスクリング」という場合には、新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得することを指し、例えば職場主導で工作上必要となるデジタル化へ対応するための知識やスキルの学びなおしを、休職などはせずに働きながら行うことなども含みます。

(3) 学習権宣言

1980年代になると、生涯学習政策を進めるにあたって、社会的な不利益層や弱い立場にたたされやすい人々という大事な観点が加わります。ユネスコ学習権宣言（1985年）では、学習権を承認するか否かは、わたしたち人類にとって、これまでもまして重要な課題となっているとして、次のように学習権を定義します。

学習権とは、
読み書きの権利であり、
問い続け、深く考える権利であり、
想像し、創造する権利であり、
自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、
あらゆる教育の手だてを得る権利であり、
個人的・集団的力量を発達させる権利である。

貧困の撲滅や格差是正のためにも、産業や農林漁業の発展のためにも、ジェンダー平等を実現するためにも、平和を維持するためにも学習は必要です。学習は、わたしたちを成り行き任せの客体から、歴史をつくる主体へと変えるのです。

3 日本の教育政策における位置づけ

1990年には、生涯学習振興法（正式名称「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」）が公布されます。この法律は、都道府県の積極的な関与に加えて、民間の教育文化産業の活力も取り入れることをめざした点に特徴があります。したがって、この法律は、文部科学省と経済産業省とで共同所管する形となっています。生涯学習の拡がりに対応するためには、行政も部局横断的な対応が必要だということでしょう。

わが国の教育の骨格を示す法律が教育基本法です。2006年に全面改正された教育基本法には、第3条に「生涯学習の理念」として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と明記されています。

第1条「教育の目的」、第2条「教育の目標」に続く第3条に「生涯学習の理念」が示されていることから、これがわが国の教育全体の基本理念であると考えられます。続く第4条には「教育の機会均等」の原則が示されていることを併せ

ると、生涯学習という観点にたった教育機会均等の実現がのぞまれていると理解できます。

4 2020年代における生涯学習の重要性

社会の急激な変化に伴い、様々な社会課題も生じています。そうした社会課題に、人々や社会が対応するためにも、学習の重要性は高まっています。ここでは、2020年代の社会変化のいくつかの特徴に焦点をあてて見ていきましょう。

(1) 社会構造の変化への対応

産業構造の変化や社会技術の発展により、個人や組織に対して、知識や技能のたえまない刷新が求められるようになってきています。それは、青年期までの学校教育では対応できるものではありません。学校教育をこえて、個人や組織は、それぞれの必要性に応じた学習を更新し続けており、そうした学習の実態や意義を捉え、支援していくことが重要です。

(2) 高度な情報化と多様化への対応

情報技術の発達によって、現代社会に流れる情報の量と速度は急速に増えています。その結果、人々の学びのあり方も大きく変化し、インターネットなどを通じた知識の獲得、他者との交流などが、大きな割合を占めるようになってきています。コロナ禍のなかで、社会のオンライン化がますます進むなか、学びの情報化・オンライン化の実態や意義、問題などを捉えていく必要があります。

一方で、情報化の進展は、社会における価値観や行動の多様化も促進させています。生涯学習の観点からは、こうした多様化する価値観や行動を学習の観点から支援していくと同時に、多様化のなかで生じる摩擦や対立をうめていくための、他者理解やコミュニケーション構築という学習も課題としてとらえていく必要があります。

(3) 社会的縁辺化や孤立化への対応

こうした社会の急速な変化のなかで、社会から取り残されていく人や、孤立感を深める人も増加しています。そうしたなか、学習が契機となって人々の居場所をつくりだす活動や、コミュニティを維持・再生していく社会教育活動・地域づくり活動なども、現代的な学習活動として重要性を増しています。

学習には、セーフティ・ネットの役割もあります。学ぶことで経済的あるいは職業的な困難から脱却し、次のステップに進むことができます。そのための支援とし

て、例えば奨学金制度や夜間中学などの学びなおし支援の拡充が考えられます。福祉的な支援だけでなく、学習の側面からも困難な状況にある方々の支援ができるはずです。

上記にあげた以外にも、現代社会には多くの社会課題が生じています。そうした新たな社会課題に対応するためにも、生涯学習の重要性は高まっているのです。

5 様々な活動を「学習」としてとらえていく

これまでみてきたように、生涯学習という概念の中核には、既存の学習観を広げていく・組み替えていくことがあります。こうした観点から社会で行われている様々な活動を、「学習」として意義づけていくことも重要です。

ともすれば、私たちの社会ではまだまだ「学習」は狭くとらえられがちです。子どもたちが、学校などで行う学習活動を中心として、「学習」がイメージされやすいため、それらから遠い活動は「学習」として意識されないことも多くあります。しかし、社会の様々な場所において人々は多様な契機にふれて、知識・技能を身につけたり、価値観を変化させたりしています。こうした活動はまさに、「学習」そのものなのです。

社会の急速な変化に対応し、かつ、私たち自身の生活をより豊かにするためにも、社会において行われている様々な活動を、「学習」の観点からとらえ、その意義と支援のあり方を考えていくことが必要です。

以上、生涯学習に関する歴史的な経緯や、現代における意義について述べてきました。これらに共通して言えることは、私たちには学習する権利があること、それを市民全員が意識すること、そしてそれぞれの市民の学びを支援し、市民も自らの学びを止めずに進めることという考え方です。

II 生涯学習の観点からみた福岡市における学習機会

ここでは、前章で確認した生涯学習の考え方から当市における学習活動を整理したいと思います。社会における様々な活動を学習としてとらえてみたとき、私たちのまわりには実に多くの学習機会があることに気づきます。そのことを見えやすくするために、学校や公民館など文部科学省が所管する教育施設における学習活動を「狭義の学習機会」、それ以外を「広義の学習機会」と分けて考えてみます。さらに行政によるものを「官」、それ以外を「民」として整理します（表）。

	官	民
狭義の学習機会 (文部科学省が所管)	学校、公民館、図書館、博物館、その他の社会教育施設などによる学習機会	私立学校、私設博物館などによる学習機会
広義の学習機会 (上記以外)	福祉施策、まちづくり施策、環境政策、就労支援などによる学習機会	NPO、教育文化産業などによる学習機会

表 学習機会を整理するための枠組み

1 狭義の学習機会

文部科学省が所管する学習機会です。まず思いつくのは、学校でしょう。学校は、子どもたちの中心な学習活動の場所であり、生涯学習社会への入口であるといえます。当市には、生徒のニーズや事情にあわせて学べる特別支援学校、夜間中学、単位制・定時制高校もあります。先生たちは授業や指導のために学習を重ねています。隣接している学童保育での遊びもまさに学習の一面を持っています*1。PTAや「おやじの会」などがおとなの学習活動としても運営されている場合は、活発で楽しい活動になっています。運動場や体育館は、学校施設開放事業で夜間や休日に社会人スポーツで利用されています。法律上は、幼稚園と大学も学校です。各大学では、社会人入学や市民講座なども行われています。加えて、本市にはたくさんの専門学校があります。

次に、社会教育そのものを目的として設置されている様々な社会教育施設をみていきます。福岡市には、小学校区ごとに公立公民館があります。大都市でありながら148もの公立公民館がある自治体は全国的に稀です。公立公民館には、館長と主事と事務補助員がいます。主催事業やサークル活動が活発に行われており、地域づ

くりの拠点でもあります。避難所にもなります。広域社会教育施設として市民センターがあります。市民センターには市立図書館分館が併設され、ホールもあります。音楽・演劇練習場と合築されている市民センターもあります。

博物館は、美術館や動物園や水族館も含みます。市立博物館や史跡のガイダンス施設、私設博物館、市立と県立の美術館、動植物園、マリンワールド海の中道など多くの施設があります。福岡市科学館では、体験型の展示や事業が行われています。市立図書館は、総合図書館と市内11か所に分館があります。県立図書館には、子ども図書館も設置されています。

スポーツやレクリエーションは、法律上では社会教育活動になります。福岡市には総合体育館や市民体育館、ももち体育館に加え、各区に地区体育館と市民プールがあります。市内各所に競技場や運動公園も整備されています。野外活動施設としては、今宿野外活動センター、背振少年自然の家や海の中道青少年自然の家があり、学校教育での利用以外にも一般向けの体験プログラムやレクリエーション活動を提供しています。福岡PayPayドームやベスト電器スタジアム、アクロス福岡や博多座などでは、プロスポーツ観戦や芸術鑑賞が楽しめます。

その他の社会教育施設としては、福岡市男女共同参画センター「アミカス」などがあります。

* 1 学童保育の所管は、厚生労働省です。

2 広義の学習機会

学習機会を提供している公共施設は、他にもたくさんあります。ここでは一部を紹介します。

福祉行政は生涯学習の機会をたくさん提供しています。各区にある障がい者フレンドホームでは、文化、スポーツ教室、サークル、交流事業、相談事業などが行われています。障がい者スポーツセンター「さん・さんプラザ」もあります。発達の遅れや特徴のある子どもには、児童発達支援施設があります。福岡市市民福祉プラザ「ふくふくプラザ」は、市民に福祉への理解を深めてもらうための学習講座をしています。小学校区ごとにある「老人いこいの家」では、高齢者が囲碁や将棋などを楽しんでいます。

子どもの生涯学習の多くは、こども未来局が所管しています。福岡市立中央児童会館「あいくる」は、常設の「遊び・体験・交流の場」として楽しいイベントや体験活動をたくさん提供していますし、フリースペースもあります。「子どもプラザ」は、乳幼児親子が気軽に訪れ、いつでも利用できることができる子育て支援の拠点です。

その他、福岡市NPO・ボランティアセンター「あすみん」では、様々な市民活動の情報を集約・発信しており、会議室の貸し出しの他に、NPO関係者を対象とした学習講座も多数実施しています。福岡市人権啓発センター「ココロンセン

ター」や既述の福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」では、人権やジェンダー平等についての学習機会を提供しています。油山市民の森や花畑園芸公園は、レクリエーションの場を提供しているだけでなく、自然体験学習の事業も実施しています。

自治協議会などの活動をはじめとする地域活動は、市民局など行政も支援しています。各種団体の運営がうまくいくためには、活動をふりかえる学習が欠かせません。校区の人権尊重推進協議会は、委員自ら学ぶとともに、機関紙や研修会を通して校区住民に学習機会を提供しています。

啓発活動として展示や施設見学などを行っている公共施設もあります。社会問題や行政課題を解決するためには、市民の学びが不可欠だからです。リサイクルプラザ「3Rステーション」では、ごみ減量・リサイクル活動に関する場の提供、情報提供、各種講座やイベントの開催、本や衣類のリサイクルなどを行っています。下水道局が所管する複合施設「ぽんプラザ」では、ポンプ場施設や下水道博物館に音楽・演劇練習場「ぽんプラザホール」が併設されており、市民による演劇活動や文化活動に利用されています。博多ポートタワーは、無料で展望室からの眺望が楽しめるだけでなく、1階の「博多港ベイサイドミュージアム」では港湾の仕事や歴史にふれることができます。

キャリア形成に関する施設では、スタートアップカフェやエンジニアカフェがあります。どちらも歴史的な建物をリノベーションした魅力的な施設になっていて、若い起業家が集い、情報交換やネットワークづくりを行っています。また、職業訓練などを行う施設としては、ハローワークや福岡県立高等技術専門学校などもあります。福岡若者サポートステーションでは、サポステ塾（基礎能力習得講座）があり、コミュニケーションスキルや、ビジネス文書や履歴書の書き方、面接の練習などを行っています。

民間による学習機会の提供もたくさんあります。NPO法人と福岡市の共働事業提案制度から生まれた「福岡テンジン大学」は、新しい生涯学習の動きとして注目されます。子どもNPOセンター福岡は、中間支援組織として、子どもに関する市民活動をネットワーク化する一方で、定期的な学習講座を実施しています。ライティング講座や読書会を開催する個性的な書店、駅ビルやファッションビルにある魅力的な料理教室など、教育文化産業が充実していることも、福岡市の特徴です。子どもが本格的な仕事体験ができる商業施設や有料の屋内遊び場などもあります。

さらに言うならば、NPOやNGOの活動を通じた学び、自宅などにおける通信教育の受講、動画の視聴、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などによる情報の収集、近隣住民や知り合い同士、同僚などとの何気ない会話も、学習の一側面を担っていると考えることができるでしょう。

III 福岡市の生涯学習振興における課題と方向性

ここでは、福岡市の現状を踏まえ、当市における生涯学習振興における課題を指摘し、今後の方向性を示したいと思います。21世紀になり、情報通信技術の発展、市民活動や価値観の多様化などにより、市民の「学習」観も様々になっています。そのため、市民の様々な学習活動を支える教職員の専門性を確保するための支援、あるいは多彩な市民活動やNPO活動、文化活動やスポーツ活動を支える仕組みが重要になります。また、福岡という地の利を活かすことも考えなければなりません。以下、観点別に述べることにします。

1 学習者の自己認識と情報提供、多様な価値観に関する啓発活動

「I あらためて生涯学習の意義を考える」において、生涯学習について説明しました。「II 生涯学習の観点からみた福岡市における学習機会」で見てきた通り、実際に福岡市内では公民館や市民センターだけでなく、市役所の各部局、各学校やNPO団体、そして様々な場面において学習活動が行われています。職場における研修も、生涯学習です。さらに趣味など知的好奇心を満たす学習、生活するために必要な学習、自己内省や地域活動のための学習などに取り組んでいる市民の、それぞれが「生涯学習」をしているという意識を持てるようにしたいものです。そうすれば、学習していることの自覚と、その成果の実感が次の学習意欲につながるはずです。

また、学びたいと思っている人たちへの情報提供手段の確保と、はじめの一步を踏み出すことの支援も重要です。例えば、資格や学位の取得、教養や趣味、ボランティア活動、地域活動、読み・書き・計算などの基礎的な学び、職業訓練などです。経済的なことなど、何らかの困難を抱える方々や家庭、そして外国人、障がいのある方や高齢者への支援はもちろんのこと、子どもや障がい者、高齢者、女性などの権利擁護、多様な「性」に対する考え方など、広く市民一般に対する多様な価値観の啓発や普及、権利の保障や擁護への取り組みも求められています。

社会教育の世界では、人々が学びたいと思う学習を「要求学習」、その地域の住民であるかどうかにかかわらず、人々に学んでほしいと思う学習を「必要学習」と言います。「要求学習」は学びたい人が集いますが、「必要学習」は学ぶ人にとってニーズがあまりありませんので、受講しようという気持ちになりにくいのが現実です。ただ、自らのことを考えるのと同様に、他者や社会について考えることはとても大切です。

上で述べたような権利に関することなどについて、「ちょっと話を聞いてみようか」と思ってもらえるような工夫をすることが考えられると思います。従来にとらわれない柔軟な発想で、講演時間や演題の工夫、オンラインの活用などに取り組んでみたいものです。「興味ないままに話を聞いたけれど、面白かった」と思ってい

ただけたら、その方のものの見方や視野が大いに広がり、新たな価値観を受け入れるに至ったのだらうと思います。「必要学習」の成果として、大成功です。

その第一歩として、公共施設や事業所を含めたあらゆる場所で、様々な学習機会に関する市民への情報提供や啓発を、紙媒体だけでなく、公共施設などに設置されているデジタルサイネージ（映像ディスプレイなどを活用した電子看板システム）、インターネットやSNSなどを通してする必要があると思います。

こうして何かを学びたいと思っている方々が学び方を知り、実際に学び、学んだことを自らの実際生活や、広く社会に還元できるようになります。このことこそが、生涯学習の真髄なのです。

2 子どもの「学びの楽しさ」の経験

学校で子どもたちが目を輝かせて授業を受けている写真や映像を目にすることがあると思います。学習は本来、楽しい活動です。新たな知の獲得を通して、私たちは世の中のことを知り、自分の生き方を深く考えることができるようになります。

幼稚園を含めた学校教育は、それぞれの活動が学びそのものであることを念頭にしつつ、生涯にわたって学び続ける意欲を持てるような教育を展開することが重要です。特に、コロナ禍を経験したことで情報機器の活用など、子どもたちの学びの環境が大きく変わりました。従来通り、他者との関わりや、実際に見る、聴く、触れるなどの五感を大切にする対面での活動ができるに越したことはありませんが、何らかの理由でそれが叶わない場合、子どもたちの学習活動を保証できる環境を積極的に整備する必要がありますし、インターネット環境の状況次第で子どもの学習活動に影響が出ないようにすることも求められます。

子どもたちは、大人から学びを与えられるだけでなく、自ら学びを作り上げる主体でもあります。幼稚園などで子どもたちは自ら粘土をこねて物を創作し、自由な発想で絵を描き、積み木やブロックで家や壁などを作り、砂場で山や川を作ります。自らの創意工夫によって、ありとあらゆるものを自らの手で創造する経験を積んでいます。このことを踏まえ、小学校以上の学校教育でも子どもを中心に据え、教員は子どもの学びを支えるという意識を持ち、家庭や社会においても子どもも学びの主体であるという認識を持ちたいものです。

その際に大切なのが、「加点方式」の考え方です。できないことやできていないことを指摘する「減点方式」よりも、できたことや努力を褒める「加点方式」の考え方こそが、子どもの可能性を伸ばすことにつながるでしょう。

関連して、子どもたちが「学びの楽しさ」を実感できるようにするためには、学校の教員自身が、それぞれの授業を楽しんで実施してほしいもので教員が楽しみながら授業を展開する姿勢は子どもに伝わります。それがまさに、「学びの楽しさ」の伝播です。そのためにも、教員が幅広い興味関心を持ち、様々な知識と技術を備えることが重要です。教員自身の時間的な余裕を確保し、十分な研修への参加、あ

るいは個人的な活動、視察、見学などを行えるようにすることが、教員の豊かな人間性につながります。このような教員こそ子どもたちにとって魅力的であり、「楽しさ」を伝えることができます。

他方、子どもたちにも自分が学び、動くことで自分や学校、社会が変わることの体験を提供することも大切です。例えば児童会や生徒会活動、とりわけ選挙活動や委員会活動などを通して、子どもたちが自分たちの意見をまとめ、学校と交渉するといった活動が考えられます。このような経験をした子どもたちは将来、社会に対して能動的に働きかけることができる人材に育つことが期待できます。

3 教育施設の発想の転換と教員や職員の研修の充実

学校、公民館、図書館、博物館（動物園や科学館などを含む）には、利用者に関する固定的な想定を乗り越えて、どの年齢層であっても「ちょっと行ってみよう」と思ってもらえる施設になることを目指すことが重要です。これまでの固定的な考え方を脱却することが、地域交流、世代間交流、国際交流につながるような施設のあり方の構想につながります。早良区内の中学校のように子育て支援の拠点を設置したり、複数の公民館などで展開している気軽におしゃべりができる機会としての「〇〇カフェ」を開催したりすることは、その実例です。

また、そのような施設で学校教育や社会教育などに携わる教員や職員に十分な研修の機会を提供すると同時に、研修を受けるだけの余裕を持ってもらうことも重要です。研修といっても、講師の話聞くだけではなく、参加者同士の話し合い、おしゃべりの機会を持ち情報交換をすること、あるいは自己研修として個人ないし集団で地域学習に取り組んだり、博物館や美術館を観覧したり、コンサートを鑑賞したりすることなども含めることも重要です。教育施設の教員や職員がどんどん外に出て、地域社会の中で人との出会いや様々な経験を積むなどして見聞を広めてほしいのです。そのためには、時間的な余裕を生み出す工夫も重要です。従来考えにとらわれない業務量や業務時間の見直し、適正な人員配置などを通して、教員や職員にゆとりを持ってもらうことが大切です。

学校、公民館、図書館や博物館には、職に就いて間もない教員や職員から、ベテランの教員や職員がいます。前者は新しい発想や技術で学校教育や社会教育を進展させることが期待できます。また、後者はこれまでの経験やスキルを後輩に伝えるなどの取り組みをしておられることと思います。両者が互いに知識や技術、経験を交流させることで、福岡市におけるあらゆる教育活動、学習活動がますます充実したものになるのです。

4 多彩な市民活動・NPO活動の展開と支援

市内で活動している様々な市民による活動における学習の支援と、人や事業のつながりを支援することが重要です。校区などを拠点として活動する、いわゆる地縁団体は福岡市内に数多くあります。それらに加えて、地域を越えて様々な目的意識を持って設立された多彩な市民活動やNPO活動、文化活動やスポーツ活動も、福岡市には数多く存在します。

福岡市教育委員会は、これまでも子ども会や人権尊重推進協議会などの地縁団体の支援に取り組んできました。住みやすい地域を目指すこれらの活動は、これからもさらなる活動の展開が求められます。他方、自治協議会をはじめとする地縁団体や各学校のPTA活動では、役員のなり手不足、行事のマンネリ化などの課題を抱えている場合が少なくありません。このような状況に対し、例えば他校区とのつながりの機会を提供することで、従来にはない新たな発想に基づく活動の展開が期待できます。

他方、校区の枠を超えてある特定の目的を持って設立された市民活動やNPO活動、文化活動やスポーツ活動への支援も重要です。福岡市内には町づくりや文化、スポーツ、子ども、国際交流などをテーマとして掲げる様々な団体が活動しています。これらの団体の活動を支える補助金の適切な運営、団体同士のネットワーク作りの支援など、それぞれの活動をさらに発展してもらえるような支援を、教育委員会や首長部局に関係なく展開してほしいものです。

あるNPOのプロジェクトから新たなNPOが派生したり、NPO同士の結びつきによって新たなプロジェクトが始まったりすることもあります。人と人との出会いに加えて、組織と組織の出会いにも、新たな可能性が秘められています。

このように、各種の団体の活動が活発になれば、それぞれの活動を通じた学びが発展し、それらの学びを踏まえた活動がさらに発展するという、相乗効果を期待することができます。

5 福岡らしさの利活用

福岡には、自然（山、川、海）の豊かさ、空港の利便性、第三次産業中心、大学や専門学校の多さ、人口の多さ、若者などが集まる地の利といった特徴があります。これらを活かした学習活動や、市民活動が展開できるように支援します。

なにより、新幹線が発着するなど九州内外の交通の要衝である博多駅と、その博多駅の地下鉄で2駅先に福岡空港があるという環境は、国内の都市のどこにもありません。さらに韓国や中国、台湾など東アジア各国との距離の近さは、人の往来が活発になるとても大きな要因です。人の往来が活発になれば、文化、技術、知の交流がますます盛んになります。

そこに第三次産業中心の産業構造、大学や専門学校の多さという特徴が加われ

ば、多方面において技術革新が起こることは必然です。このような環境にある福岡市だからこそ、教育委員会や産業・経済関連部局が連携して、企業や人材の誘致に取り組み、高度な専門性を持つ人材の確保と産業の発展、その成果の市民への還元などに取り組むことが重要です。

昨今では企業の地方移転が進んでいます。情報通信技術の発展により、都市部にいても地方にいても、労働の成果に大差ないという見方があるようです。北に玄界灘を望み、他の三方を山に囲まれた福岡は自然が豊かであるだけでなく、志賀島で発見された金印や元寇防塁など、歴史を身近に感じることができる土地でもあります。生活環境だけでなく観光という点でも魅力的な福岡市は、今後も若者をはじめとする人口流入が期待できます。

このような福岡市の環境を活かした学習活動や市民活動があるはずです。例えば、アジア太平洋地域の子どもたちを福岡市で受け入れる活動は好例だと思います。

6 社会教育・生涯学習・地域の中核拠点、居場所としての公民館

福岡市には、基本的に小学校の校区に1館、公民館が設置されています。人々の生活圏内、子どもでも自宅から歩いて行けるところに、公民館長と公民館主事などが常駐している公民館があります。福岡市の公民館には、「集まる」「学ぶ」「つなぐ」を駆使しながら、生涯学習と地域コミュニティ活動のふたつの支援を行うことが求められています。

公民館における各種の文化活動、スポーツ活動は、そのことを楽しむだけでなく、そこに集う人々をつなぐという側面もあります。来館者が合唱や俳句、スポーツを楽しみに来たのか、それとも、活動中の休憩のお茶の時間を楽しみに来たのか、という様子も公民館では珍しくありません。

公民館の大切な役割に、地域に関する学習活動があります。地域の歴史や文化、伝統芸能などを継承する取り組みは、子どもの学びとなり、生きがいにもなります。また、転勤の多い家族が、今住んでいる地域を「ふるさと」と思ってくれるような仕掛け作りをしていれば、転勤の終点として、福岡に帰ってこられることが期待できるでしょう。

以上の取り組みを推進するためにも、公民館は地域の人材に関する情報を積極的に収集し、またNPOや企業、大学などと積極的にタイアップして事業を展開してほしいものです。どこにどのような技術や知識のある方が住んでいて、あるいは校区内のどの事業所にはどんな人材がいるのか、日頃から情報を集めておくことが大切です。そのためにも、公民館職員が幅広いアンテナを張っておくことが求められます。

今日、このような公民館の役割や機能は、福祉的な意味においても、ますます重要になっています。「社会的処方」という言葉があります。孤立や孤独が、人々の健康と寿命に悪い影響を与える可能性が高いことがわかり、薬を処方するように

「つながり」を処方しようという考えです。イギリスなど、「社会的処方」が制度化されている国の取り組みが日本にも紹介され、注目されつつあります。この問題は、高齢者だけに限ったことではありません。人口の流動性の高い福岡市は、それ以外の世代でも、孤立や孤独を感じている人たちは少なくないはずです。たとえば、外国人住民、親元を離れて暮らす大学生、就職や転勤で越してきた会社員とその家族などが考えられます。

子どもにとって、自力で行ける居心地のよい場所のひとつとして公民館があることは、それ自体で大きな意味があります。さらに、子どもが困り事ごとを抱えた際に、大人に気づいてもらいやすくなるというメリットもあります。リスクを抱えた子どもにとって、悩みを伝えられる相手や機会を増やすことは、とても重要です。

取り立てて、新しいことをする必要はありません。少し意識を高めるだけで十分です。大学生や高校生が、子どもたちに勉強を教える事業を行っている公民館はすでにあります。公民館の講堂などで「地域カフェ」を開催する公民館は少なくありません。あるいは、料理講習などを通して国際交流を積極的に推進している公民館もあります。人と人との出会いやおしゃべりの中から、災害時の支援などの地域課題が見えてくることもあるでしょう。

なお、障がいのある人の生涯学習は、福祉施設内で行われることが多いようですが、公民館であれば、障がいに関わらず人と人が出会い、共に学びあう場を提供できるはずです。

以上、これからの福岡市に求められる生涯学習支援について述べてきました。学習者一人ひとりが、自らの学びを生涯学習の一環であることを意識し、その学びを止めないこと、学びたいと思っても、そのきっかけをつかめない人たちに情報を提供すること、そして世の中には様々な価値観があり、それらは互いに尊重されるべきであることを周知し啓発することが大切です。

生涯学習には、「わくわく感」が満ちあふれています。福岡市に住む子どもと大人が「いつでも、どこでも、誰とでも」学習できる環境を整えるのが、学校教育や公民館を含めた社会教育行政の役目です。

そのためにも、まず、学校教育において子どもたちが学びの楽しさを実感することが重要です。自分たちが動けば社会が変わることの体験を重ねることが、将来的には、社会を変革させる人材の育成へとつながります。また、学校教育や社会教育の施設について従来の発想にとらわれない柔軟な利活用を認めるべきですし、そこで働く教職員に研修などの時間と機会を十分に確保したいものです。これらにより、教職員の柔軟な発想に基づく授業や事業の計画と実施を期待することができます。

福岡市では地縁団体だけでなく、多彩な市民組織やNPO組織、文化やスポーツ団体が独自の取り組みを展開しています。これらの団体への資金面、人材面など様々な支援が重要です。さらに、福岡市という地の利を活かした人口流入と知の集

積、その利活用への支援は、これからも求められることです。

公民館をはじめとする社会教育施設、学校、さらには多種多様な生涯学習に関連する施設、そして普段の生活環境には、数多くの学習の機会が存在しています。学ぼうと思って学んだこと、ふとしたときに気づいたり知ったりしたこと、誰かに教えてもらったこと、新聞やテレビで見聞きしたことなど、私たちの生活は学習の機会に満ちあふれていると言っても過言ではないでしょう。学習をすることで新たな知の世界が開き、人と人との出会いが生じ、より広い社会とつながる可能性が出てきます。

社会の急激な変化に対応するため、私たちは常に新しい知識と技能を獲得してきました。これだけ多くの人々がスマートフォンを使いこなす世の中を、21世紀に入ったばかりの私たちは想像もできなかったはずです。私たちは変わり続けなければなりません。これまでに取り組んできた経験、昨今の社会情勢を踏まえて、今の自分を見つめ、そして将来の自分と社会を見据えることが大切です。その際の重要な考え方が「生涯学習」の推進なのであり、市民一人ひとりによる「生涯学習」の取り組みなのです。

IV まとめにかえて ～市政調査の結果より

本提言では、生涯学習に関する国際的な動向や国内の教育施策における位置づけ、2020年代における生涯学習の重要性を説明した後、福岡市における学習機会に関して狭義と広義の両面から述べました。その上で、生涯学習振興における課題と方向性について、観点別に述べてきました。文字通り、「福岡市の生涯学習ビジョン」として、「あらゆる学びの支援」に資することを期待していますが、この提言の検討と並行して、福岡市広聴課が、市民を対象とした「令和4年度 市政に関する意識調査」（令和4年6、7月実施、対象4,500サンプルのうち2,122サンプルを回収、以下「福岡市調査」と表記）において、生涯学習について尋ねる調査を実施しました。福岡市民による「生涯学習」の理解、生涯学習の実践、あるいは生涯学習をしていない理由などの把握を主な目的としています。その一部を紹介しつつ、本提言のまとめとしたいと思います。

生涯学習の実施状況について、「趣味・教養を高めること」や「高齢者の生きがいを充実すること」、「健康・体力づくりをすること」など具体的な例を挙げて、過去3年間のこれらの生涯学習の実施状況を尋ねたところ、54.8%が「生涯学習をしていない」と回答しました。これは令和4年の内閣府による同様の調査（以下「内閣府調査」と表記）における「この1年間の月1日以上学習の状況」に関する質問の回答「学習していない」24.3%と比べると、およそ2倍の数字になってい

ます。この結果は様々に考えることができると思いますが、単に学習活動をしていない割合の多寡という側面だけでなく、普段の生活の中にある学習行動を、それとして認識しているかどうかの違いが背景にあるように思います。

また、福岡市調査では「生涯学習をしていない」と回答した方に、その理由を複数回答可として尋ねたところ、「時間に余裕がない」(52.8%)、「きっかけがつかめない」(39.0%)、「必要な情報(内容・時間・場所・費用など)が不足している」(25.1%)が、それぞれ25%を越えて上位に挙がっていました。内閣府調査で同様に「学習をしていない」と回答した者に対する質問(複数回答可)では、「特に必要がない」(45.5%)、「きっかけがつかめない」(29.1%)、「仕事が忙しくて時間がない」(27.5%)が25%を越えていました。質問文や回答の選択肢が同一ではないので単純に比較はできませんが、福岡市調査で「必要性を感じない」が12.9%だったことも踏まえると、何かを学んでみたいが、その「はじめの第一歩」を踏み出すことができない福岡市民の様子が浮かび上がります。

福岡市調査で「今後、どのような生涯学習をしたいですか。」という問い(3つ選択)に対し、40%以上の回答者が「文化・芸術・教養・趣味に関すること」と「スポーツ・レクリエーション・健康づくりに関すること」を選んでいました。さらに「仕事上の知識・技術・資格の取得やキャリアアップに関すること」と「家庭生活に役立つ技能(料理・洋裁・和裁・編み物など)」を約25%の回答者が選択していました。これらは、いわゆる「要求課題」だと考えられます。

他方、「必要課題」である「地域活動・ボランティア・NPO活動に関すること」や「社会的課題に関すること(高齢社会・環境・人権・まちづくりなど)」も、20%前後の回答者が選択していました。このような「必要課題」も学びたいとする市民の声をしっかり把握した上で、令和5年4月にホームページをリニューアルした「まなびアイふくおか」の活用などを含めて、本提言に基づき、福岡市役所の各部局における積極的な情報発信と、生涯学習の推進を期待したいと思います。

V 謝辞

「福岡市の生涯学習ビジョン」策定に当たり、多くの方々にヒアリングなどで協力していただきました。本来でしたらご所属やお名前をお示ししてお礼を申し上げるべきですが、今回のヒアリングでは匿名を条件に、様々なお話を伺いました。あらゆる活動を「学習」として捉え、様々な形で個人の成長や地域の活性化、福岡市の発展に寄与しておられる力強いお姿を目の当たりにして、何とかその支えになるビジョンを提示したいと思い、推敲を重ねて参りました。

お忙しい中、本当にありがとうございました。

福岡市社会教育委員名簿

令和5年5月1日現在

委嘱区分	氏名	役職名	備考
学校教育関係者	青木 理枝	福岡市立箱崎小学校 校長	
	増田 瑞穂	福岡市立青葉中学校 校長	
社会教育関係者	中島 瑞恵	福岡市七区男女共同参画協議会 代表	
	岡村 耕二	福岡市PTA協議会 会長	
	木内 潤子	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会 副会長	
	萩尾 憲子	前福岡市公民館館長会 副会長	分科会委員
	宮浦 寛	部落解放同盟福岡市協議会 執行委員長	
	志村 宗恭	福岡文化連盟 理事	
	齋藤 光子	福岡市スポーツ推進審議会委員	
	上村 篤子	福岡市学校図書館よみきかせボランティアネットワーク 代表	
	下山 いわ子	福岡市手をつなぐ育成会保護者会 会長	
家庭教育関係者	馬場 郁子	不登校サポートネット 理事	副議長 分科会委員
	重永 侑紀	特定非営利活動法人 子どもNPOセンター福岡 代表理事	
学識経験者	伊藤 嘉人	福岡市議会 議員	
	楠 正信	福岡市議会 議員	
	古市 勝也	九州共立大学 名誉教授	議長
	圓入 智仁	中村学園大学教育学部 教授	分科会委員 (座長)
	添田 祥史	福岡大学人文学部 教授	分科会委員
	植上 一希	福岡大学人文学部 教授	分科会委員
	小田原 耕一郎	中村学園大学付属おひさま保育園 園長 元教育委員会理事	

研究調査経過

会議区分	開催日	内 容
全体会	令和3年10月26日	・社会教育委員会議の研究調査について
第1回分科会	令和3年11月25日	・生涯学習について考えるワークショップ ・今後の進め方について
第2回分科会	令和3年12月6日	・ワークショップにおける議論の整理
第3回分科会	令和4年2月22日	・提言 構成案について
全体会	令和4年5月26日	・分科会の経過報告
第4回分科会	令和4年10月24日	・ヒアリング調査報告 ・中間報告書骨子案について
第5回分科会	令和4年11月28日	・中間報告書骨子について
全体会	令和5年1月31日	・分科会の中間報告
第6回分科会	令和5年2月28日	・全体会の意見について
第7回分科会	令和5年3月24日	・最終報告書案について
全体会	令和5年5月29日	・社会教育委員会議 提言案について

[提言]

福岡市の生涯学習ビジョン

～あらゆる学びの支援のために～

令和5年5月

福岡市社会教育委員会議 研究調査報告

事務局

福岡市教育委員会総務部生涯学習課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

TEL : 092-711-4653 / FAX : 092-733-5768

E-mail : shogaigakushu.BES@city.fukuoka.lg.jp

令和5年度 社会教育関係職員研修

1 基礎研修(平成29年度から実施)

	日時・会場	テーマ等	講師	参加者
1	11月9日(木) 13:30~16:30 中央市民センター	現代社会における生涯学習の 意義と課題 (講義、意見交換ほか)	福岡大学 人文学部 教授 植上 一希	31名
2	11月14日(火) 13:30~16:30 早良市民センター	社会教育概論 (講義、意見交換ほか)	中村学園大学 教育学部 教授 圓入 智仁	38名
3	11月24日(金) 13:30~16:30 中央市民センター	社会教育の学習論 (講義、意見交換ほか)	福岡大学 人文学部 教授 添田 祥史	29名
4	12月11日(月) 13:30~16:30 中央市民センター	地域づくりと公民館 (講義、意見交換ほか)	九州大学大学院 人間環境学研究院 教授 岡 幸江	52名

受講生の感想(アンケート結果より)

○ 今後の仕事に役立つか

	第1回	第2回	第3回	第4回
とても役に立つ	20名	25名	18名	42名
役に立つ	11名	8名	10名	9名
あまり役に立たない	0名	0名	0名	0名
役に立たない	0名	0名	0名	0名
未回答等	0名	5名	1名	1名
計	31名	38名	29名	52名

○ 自由記述(主な意見)

- ・(グループワークで)皆さんが取り組んでいる話が聞くことができ、参加になった。
- ・一つ一つ丁寧に話してくれて、わかりづらい言葉も説明があり、とてもわかりやすかった。
- ・法律の話をわかりやすく、楽しく説明いただいた。
- ・社会教育の基礎を再確認ができ、良かった。
- ・改めて「学習」が大切なことだと感じました。
- ・難しい内容をとてもわかりやすく話ししていただいたと思います。前向きな気持ちになれた。
- ・他区の活動や思いを聞くことができ、とても有意義でした。
- ・とても勉強になりました。
- ・いろいろな公民館のコロナ禍の運営のなかで、ヒントとなる取り組みがあった。

2 応用研修（令和5年度から実施）

	日時・会場	テーマ等	講師	参加者
1	令和6年 2月15日(木) 13:30~16:30 箱崎 公民館	公民館事業の実践分析 (講義、グループ討議ほか)	九州大学大学院 人間環境学研究院 教授 岡 幸江 福岡大学人文学部 教授 添田 祥史	18名

目的 これまでの公民館運営のなかでの経験や気づきを通じて、また、過去5年にわたり開催された基礎研修から習得した知識を活かした実践等を通じて、地域での公民館活動の中核を担う公民館職員のスキルアップのための実践分析を行う。

受講生の感想（アンケート結果より）

○ 今後の仕事に役立つか

● とても役立つ 15名

● 役に立つ 3名

○ 自由記述（主な意見）

- ・各館の方々が、いかに苦勞して企画を実行しているか身にしみました。
- ・皆さん、詳細な設定をもとに詳しく検討しているのに驚いた。
- ・講座の組み立て方、大変勉強になりました。ひとつひとつの講座をしっかりと考えていきたい。
- ・とても良い研修でした。企画の組み立て方やいろいろなアイデアを学ぶことができました。
- ・取り組める講座のアイデアがたくさんあったので、とても良かったです。自分の引き出しが増えたと思います。
- ・事業の企画については、とても難しいものがあります。今日の研修は、今までの研修を考えさせられるものでした。今後の企画の参考となります。こういう研修を受けたかったです。
- ・何年も公民館の仕事をしてきた方々と一緒に企画するという事は初めてでした。楽しかったです。

○当日の様子



○生涯学習・社会教育の普及・啓発

1 学習会の実施(市民局生涯学習課)

テーマ	「あらゆる学びの支援のために」できること
内容	令和5年5月に本市社会教育委員会議において報告された提言は、様々な活動を「学習」として意義づけ、「学習」という概念が、学校などで行う学習活動を中心としてイメージされやすく、そこから遠いものは「学習」としてとらえにくくなっているが、人は、様々な場所、多様な機会に知識や技能を身につけ、価値観を変化させたりすることもあり、こうしたことは「学習」そのものである、としている。このような視点から、個人や地域で行われるさまざまな活動も「学習」としてとらえ、行政が、この学習とどのように関わり、また、公民館や団体・個人へどのような支援、連携ができるのか、を参加者で共有化を図り、方向性を考えていく学習会を実施した。
対象	区生涯学習推進課職員、区地域支援課職員、市民局コミュニティ推進部職員、その他公民館・地域活動・生涯学習の推進に関心のある職員
実施時期	令和5年11月2日(木)

2 講演会の実施(市民局公民館支援課、生涯学習課)

テーマ	Well-Being(ウェルビーイング)の実現に向けた公民館活動
内容	社会情勢が多様な変化を続けており、予測困難な時代のなか、地域では、人と人の結びつきの「希薄化」、地域活動を支える担い手の不足などさまざまな課題を抱えている。こうした地域の課題を学びにつなげるため、本市・他都市の事例報告、活動実践を参考(気づき)とし、これからの公民館活動に活かすことを通して、地域社会における Well-Being(ウェルビーイング)の実現を目指す。また、公民館は、市民にとって、最も身近な行政施設であることから、今後の活動、利活用に大きな期待が寄せられており、多くの方に公民館の活動を改めて知ってもらう機会とした。
概要	<p>(1) 事例報告① 福岡市賀茂公民館 『公民館は地域のオアシス』</p> <p>賀茂公民館では、小学校や自治協議会、地域のボランティア団体等と連携し、子どもを対象にした体験学習や高齢者の健康と生きがいづくりを目的とした「学び舎かも塾」等を実施。多様な団体との共創が地域コミュニティの活性につながっており、公民館における生涯学習活動の推進や集まる・学ぶ・つなぐという公民館が果たすべき役割を実践することが、地域住民のウェルビーイングの実現につながっている。</p> <p>(2) 事例報告② 福岡市美野島公民館 『美野島公民館つぼさ』</p> <p>より多くの地域住民に公民館活動に参加してもらえるように、美野島公民館では、Have fun(楽しむ)・ Surprise(驚き)・Adventure(不可能に挑戦する)の3つのキーワードを大事にして事業を企画している。劇的に参加者を増やすことは難しいが、参加者に何か少しでも良い影響を与えることができるように考えながら事業に取り組んでいる。そのために、常に Critical eyes(批判的な目)を持ってより良い方法を探したり、活動に協力してくれる理解者や賛同者を探し、取り組んでいる。</p> <p>(3) 講演 奈良市都跡公民館 『地域交流の居場所づくりから学びと活動を生み出す公民館～奈良市の事例～』</p>

	<p>奈良市都跡公民館では、子どもの居場所づくりとして「みあと★フリー」に取り組んでいる。働く親が増え、学童保育が満員となり、特に高学年の子どもは一人で自宅にいる家庭が多くなったことから、課題解決にむけて講座やイベントを地域の団体と一緒に実施している。公民館は「おでかけ図書室」として図書ボランティアにより選定された本を届けたり、主催事業として「子どもの成長と居場所づくり」や「子どもが元気になる寄り添い方」というテーマで子ども達との接し方を学ぶスタッフ向けの研修を実施したりと、運営の支援を行っている。企画の見守りボランティアは大学生や高校生が担っており、居場所にもなっている。これらの活動を通じて、子どもを中心に地域の大人や若者が出会い、地域コミュニティの活性にもつながっている。</p>
対象	公民館職員、公民館に業務等で関わりのある職員、及び関心のある職員
実施時期	令和6年2月20日(火) 13:30~16:15

【福岡市社会教育委員会議】

市民センターを活用した 産学官連携による 生涯学習の取り組み事例紹介

R6.5.29

福岡市南区企画振興課長 吉崎 謙作

市民センター リニューアル



大学・企業との共創 によるまちづくり

R4.8 南市民センターがリニューアルオープン

これまで南区役所で取り組んできた、
南区内の大学や企業による地域貢献活動の支援



〈企業による青パト乗車〉

〈大学による夏休み「こども大学」〉



南市民センターを活用した共創の取り組みへのチャレンジ
#南市民センターでいろいろプロジェクト 始動！

〈Step1〉 R4 大学・企業によるワークショップ

R4.12 / R5.2(2回)南市民センターにて、これまで南区役所と連携してまちづくりに取り組んできた大学・企業が集い、南市民センターでどのようなことができるか、ワークショップを実施。
5大学12企業(延べ35名)、南市民センター指定管理者が参加。



「防災」「文化」「子育て」をテーマに、各団体が専門性を持ち寄り、講座等を同時開催する

「大学・企業と学ぼう！語り合おう！会」実施決定！

〈Step2〉 R5 大学・企業と学ぼう！語り合おう！会

①テーマ「防災」R5.6

1大学3企業が講座等
実施
地域自主防災組織40名
参加



②テーマ「文化」R5.10

3大学4企業が講座等
実施
地域住民205名参加



③テーマ「子育て」R6.1

2大学3企業が講座等
実施
地域住民150名参加



市民センター指定管理
者主催
リニューアル1周年記念
「文化の夏まつり」R5.8

1大学7企業が講座等
実施
地域住民2,500名参加



〈Step2〉 R5 大学・企業と学ぼう！語り合おう！会

(実施した講座の一例)

- ・防災食をもっと身近に！～もしもの時にも美味しい食事を～ 【企業(食品)】
- ・エコノミー症候群を予防しよう！避難所でできるストレッチ・体操 【企業(医療)】
- ・地球儀制作ワークショップ 地球最古の地球儀をつくっちゃおう！ 【企業(印刷)】
- ・子育て世代の健康チェック 【企業(薬局)】
- ・自分らしく旅を楽しむために！一旅のしおりに作ってみようー 【大学(観光)】
- ・アップサイクルクラフト ハロウィーンの飾りを作ろう 【大学(総合)】
- ・子育ての魅力 再発見！ 【大学(保育)】

いずれの企業・大学も、地域貢献の一環として、自主的に(無償で)講座等を企画・実施！

行政は、公共施設という「場」の提供、広報、参加者募集・管理

〈Step3〉 R5

「学ぼう！語り合おう！会 2nd シーズン」に向けたワークショップ

R6.3「大学・企業と学ぼう！語り合おう！会」振り返りワークショップを実施。
5大学9企業(20名)、南市民センター指定管理者が参加。



参加する大学・企業同士の交流・連携がさらに深まるよう
複数の大学・企業がひとつの講座等を共同開催することにより、
「大学・企業と学ぼう！語り合おう！会 2nd シーズン」実施へ！

R6

令和6年8月、10月、1月の3回
実施に向け、現在、準備中

《参考》その他 南区独自の取り組み

◆大学・企業による「出前講座」

R6は、7大学・12企業が、計86の講座メニューを準備
10人以上の地域団体が講座を申し込み、公民館等で受講(R5年度は55回実施)

◆大学による「南区こども大学」

R6は、7大学が、小学生の夏休み期間中に25の講座メニューを準備し、各大学で受講
(R5年度は21講座実施し542人参加)

◆「桧原桜賞」関連事業

道路拡張のために伐採される運命にあった桜の木が、住民と行政の心のふれあいを通じて守られた「桧原桜」のエピソードを後世に語り継ぐため、短歌公募とフォトコンテストを隔年で実施。

R5年度(第10回)は、全国から過去最多の5,861首の応募あり。

表彰式は、南市民センターホールにて、受賞作品の詩吟朗詠、筑前琵琶「桧原桜」の演奏、第10回記念として歌人 俵万智氏のトークショーなどを実施。

また、南市民センターでは、指定管理者が桜の時期の約1か月間、フォトコンテスト受賞作品をロビー内のガラス面に掲出し、桧原桜のエピソードを紹介。



令和6年度指定都市社会教育委員連絡協議会（開催予定）

- （1）日時
令和6年7月5日（金）午後1時半から午後4時半まで
- （2）開催市・開催方法
京都市
WEB開催
- （3）協議題等
 - ・各都市提案議題について
 - ・一般社団法人全国社会教育委員連合表彰者の推薦について
- （4）参加者
各指定都市社会教育委員（代表）
各指定都市社会教育主管課長

【参加指定都市】

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市、福岡市